

## 第13回

加悦町・岩滝町・野田川町合併協議会

## **会議録**

会 議 録

会議の名称	第13回加悦町・岩滝町・野田川町合併協議会			
開催日時	平成17年9月21日(水)午後1時30分～午後6時29分			
開催場所	加悦町 元気館			
議長氏名	太田貴美会長			
出席者氏名	加悦町	小西英雄副会長 今田博文委員 細井壽雄委員 依田米一委員 福田道徳委員 小牧義昭委員 貫名保子委員	野田川町	太田貴美会長 伊達善弘委員 赤松孝一委員  伊達義明委員 新田栄一委員 小長谷啓介委員
	岩滝町	糸井弘志副会長 西川明宏委員 廣野安樹委員 三谷隆司委員 今川孝男委員 白須守夫委員 足立経彦委員	京都府	栗田誠一郎委員
欠席者氏名	野田川町	横濱みち子委員	京都府	新田一郎委員
事務局氏名	事務局長	足立正人(野田川町助役)		
	事務局次長	北風雅雄(加悦町助役)		
	事務局次長	佐藤元枝(岩滝町助役)		
	幹事	和田 茂(加悦町行政課長) 大下 修(岩滝町総務課長) 吉田伸吾(野田川町総務課長)		
	専門部会	芋田政志(上下水道部会長、加悦町水道課長) 岡田鍊一(上下水道部会委員、岩滝町参事) 小西忠一(上下水道部会委員、野田川町上下水道課長)		
	事務局	東 正(事務局参事) 高屋 秀(事務局参事補佐) 和田茂雄(事務局次長補佐) 大槻邦雄(調整第1班班長) 浪江昭人(調整第2班班長) 細井利彦(調整第4班班長)		
会議録署名委員	細井壽雄委員、小牧義昭委員			
議 事	別紙「次第」のとおり			
会議の経過	別添のとおり			
会議資料	別添「資料」のとおり			

## 第 13 回合併協議会

平成 17 年 9 月 21 日

事務局：皆さん、こんにちは。委員の皆さんには御多忙のおり、また暑い中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、時間になりましたので会議を始めさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は 23 名中 21 名で過半数に達しており、協議会規約第 10 条の規定によりまして会議は成立していることを御報告申し上げます。

それでは、第 13 回加悦町・岩滝町・野田川町合併協議会を開会いたします。協議会会議規則規定第 9 条の規定によります、本日の会議録の署名委員さんについては、加悦町の細井壽雄委員さん、同じく加悦町の小牧義昭委員さんをお願いしたいと存じますのでよろしくお願ひ申し上げます。会議の開催にあたりまして太田会長さんのほうからごあいさつをお願いします。

太田貴美会長：皆さん、こんにちは。本当に 9 月に入りましたが、まだまだ残暑が厳しく大変暑い中、協議会の委員の皆さん方にはお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。いよいよ合併まであと 5 カ月ちょっとという日程が迫ってまいりました。本日の協議事項あるいは議事内容についてあらかじめこの辺で、大体協議会に協議すべき内容がすべて出されたのではないかとお願ひしております。そのような意味で、本日、大変いろいろな案件がございますが、どうかひとつ、当初の目的でありました 3 つの町が一緒になって新しい町をつくっていくという、そのような観点から御協議が賜りますように心からお願ひ申し上げまして、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうも御苦労さまでございます。

事務局：ありがとうございます。

それでは、これから議事に入ります。協議会規約第 10 条第 2 項の規定によりまして、会議の議長は会長が当たることになっておりますので太田会長さん、よろしくお願ひ申し上げます。

太田貴美会長：それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。協議事項で継続協議となっております協議第 81 号 事務組織及び機構の取扱いに関すること(その 2) について、を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局長：お世話になります。私の方から継続協議となっております、協議第 81 号 事務組織及び機構の取扱いに関すること(その 2) について、御説明をさせていただきます。

前回、第 12 回の協議会においていろいろと御議論をいただきました。その中で、庁舎の改修の問題が浮上いたしてまいりまして、この新町の組織・機構の問題と合わせてこの改修計画を並行して眺めて見るべきだというような御意見が主流を占めまして、継続協議という形にさせていただいたものでございます。本日お配りいたしております資料について御説明をさせていただきます。

まず最初は、協議会の議案としてあらかじめお手元にお配りをさせていただきましたものについて御説明を申し上げます。新町の組織機構案として、1ページ目、レジユメの次に掲げているものでございます。この内容については、前回それぞれの庁舎ごとに職員数は総人数を掲げて出させていただいておりました。御指摘いただく中で各課ごとの職員の人数もというような御意見もございまして、それぞれ明記をさせていただいたものです。それからもう一つ、前回、野田川の庁舎に教育委員会の機能をということで御説明を申し上げていたわけですが、この機能を加悦町の庁舎に移す形で修正をかけさせていただいております。この件については、前回も御指摘がございましたが、経費も考えて職員配置、機構の設置を考えるべきだというような御意見がございました。それを踏まえて、野田川町での教育委員会での設置を断念いたしまして、加悦町にその機構を移すという形で御検討を願ったものでございます。したがって、このような内容を整理したものを1ページに掲げております。

それからその裏2ページですが、これは教育委員会の機能が加悦庁舎に移ることによって、地域振興課の機能も若干手直しをする必要が出てまいりました。これを整理いたしまして、新しくお配りさせていただいたものでございます。

それから、その次の資料は前回の協議会において、地域振興課の業務については細かく分かりますが、本庁の機能の中で、例えば、総務課なのか、企画財政課なのか、業務の内容がよく分からないというような御指摘もございまして、新町の行政機構図という形で三つの庁舎を結んで系統立った整理したものを資料としてお配りいたしました。そのほか、新町まちづくり計画の中で重要な位置づけをされる基本的な計画、例えば、地域防災計画、水防計画、消防計画、総合計画、このような重要な計画をどこの課でつくるのかということも分かっていたきたいということで、これも書き加えさせていただいたものでございます。これは参考資料としてご覧いただければと考えております。

それから、本日お配りさせていただきましたが、岩滝の庁舎の改修計画の内容について若干御説明をさせていただきます。ホッチキスで止めておりますが、一番上のページはA4版のもので、これは概算事業費を掲げております。総トータルで事業費計、2億5,808万円という金額を上げております。その隣りに維持補修と考えられる工事ということで、内数として金額を上げております。この考え方は、維持補修的なものについては、合併推進債の対象にならないというようなことから、整理上このような上限をさせていただいたものでございます。そして、一番最後に合併推進債を前回副局長の御意見もございましたが、筒いっぱいお借りする形で3町の負担を積算すると幾らになるのかというように掲げてございまして、2,042万6,000円という形で上限をさせていただいております。

次の計画の図面ですが、ざっと御説明をさせていただきます。1階、2階、3階というようにフロアごとに計画図面の準備をしておりますが、現在、岩滝庁舎では1階部分に事務スペースがございまして、正面玄関に入ってロビーがございまして、現在

左側から右側に向けてまん中に通路を設けておられます。両側、上下に事務机が並んでいるという、そのような配置になっておりますが、今回の配置計画では周辺にロビーを設けて、まん中部分に事務室を設置をしようという考え方でございます。それから、その図面の下側に飛び出た部分としてエレベーターのスペースを設けております。これは1階から3階まで貫く形ですが、外づけでエレベーターの施設をここに設けるという内容でございます。したがって、ここに至る通路が必要ですので、風除室というか、玄関部分をわずかばかり前に出すというような改修計画になってございます。

それから、ページをめくっていただいて2階部分です。2階部分は現在岩滝町では事務室を配置しております部分は大会議室となっておりますが、ここに事務スペースの配置をしたいということで、考え方としては、このスペースに大体二つほどの課の設置をしたいということでございます。それから、この図面の左側ですが、情報センターと掲げたところがございます。ここは現在、地域イントラの機械設備を置いておられる部屋になっておりますが、ここに電算室の機能もくっつけて、そして24時間の空調を行いたい。くっつけることによって合理的に空調ができるのではないかという考え方で図面を描いております。

それから上の部分ですが、更衣室というところで網目になったところがございます。ロッカーを置くわけですが、ここは現在、空調関係の機器を置いているスペースですが、空調施設を変えることによってこの機械室が不要になるということから、更衣室のスペースに変えていきたいという考え方でございます。そのほか、右端側では食堂のスペースを設けておりますが、現在もここは食堂として使っておられるスペースでございます。それを若干スペースを広げるという形で改築がされるということでございます。

それから、ページをめくっていただいて、次は3階部分の家具の配置図ということでございます。ちょうどまん中に大会議室というような構想が描かれています。この部分は現在議場として使われているスペースですが、2階部分で大会議室が事務スペースに変わりますので、それにとって変えるスペースとしてここに大会議室を移行するという内容でございます。

それから、図面の下側に1階から通しでエレベーターがここに上がってくるという形になります。そして、屋外、屋上部分があるわけですが、そこから本庁舎に向けてホール、廊下のような形をつないで機能をさせるということで、ここが増築部分ということになります。そのほか、議員控え室のスペースを会議室に変える、それからまた、会議室のスペースを若干いじくるということですが、ここでは大きな計画はいたしておりません。

以上、はなはだ簡単な御説明をさせていただきました。この計画内容について、前回、御説明が届いていなかった関係から、これと合わせて機構なり課の配置を考えてみるべきだというような御意見をちょうだいいたしておりましたので、本日この資料を準備させていただいたものでございます。本協議事項について、ひとつよろしく御協議をお願いいたします。

いしたいと思います。

太田貴美会長：ただいま、事務局のほうから説明をいたしました。何か御質問等ございますでしょうか。

はい、細井委員。

細井壽雄委員：細井でございます。今日の京都新聞を見ていると、岩滝町では9月定例会が開催され、合併準備金2億6,400万円が提案、可決されたという記述がありました。こんにちでは、どこの家でもそれぞれ立派な家に改造されておりますから、その必要もないと思いますが、昔、私たちの若い時代では、おんぼろな家で嫁さんをもらう、婿さんしてもらうということになると、それぞれ大変な改修費をつぎ込んで、そして嫁さんや婿さんをもったりしたのが習慣でございました。それと同じように、今回3町の合併について、新しく野田川町、加悦町をまとめて岩滝町に本庁舎を置くわけだから、なんとかきれいな庁舎にして皆さんの要望に応えたい、そのような意味で糸井町長をトップにする岩滝町が庁舎を改築してわれわれ2町を温かく迎え入れていただく、私はそのような理解に立っていたわけです。

それから、職員対応について食堂を広げたり、快適な福祉政策を実施するということだと思っていたわけです。そのような意味で、岩滝町の財政は厳しい、厳しいと言いながら、糸井町長を柱にする岩滝町、なかなか余裕を持って2億4,000万円出して改築されるのだという理解をしておりました。

ところが、今日ここへ来ていろいろと聞いてみると、いや、そうではない。皆さんにも負担金をもらいますという話でございます。私はこれは本末転倒というか、順序が違うのではないかとよく申し上げていますが、順序が違うのではないか。むしろこのようなことをやりたいから、それぞれの首長さんによく御相談になって、それから各議会の了解を得られて、そして、ここできちんと……。

太田貴美会長：（マイクなし）細井委員さん、内容について、とりあえずどのような内容なのか答えていただいてから……。

細井壽雄委員：それはよろしいですけど。

太田貴美会長：補正であがっている内容が思っておられる庁舎のことなのかどうかわかりませんので、その件について……。

細井壽雄委員：はいはい。しかしながら、2億4,000万円、5,000万円という金は大金です。会長のほうからお話がございますので簡単に進めたいと思いますが、御案内のように町では5,000万円以上の契約だったら議会の承認がなければできないということを各議員さんなら十分御承知のはずだと思います。そのような中で、2億4,000万円というような大金を簡単に岩滝の議会で御承認になったということが、私としては納得いかないところです。

合併の条件の中には現行の庁舎を有効利用するというのが……。

太田貴美会長：恐れ入ります。その内容がどのような内容なのかまだ確認もできてない中

で決めつけてお話をされるとちょっとまずいので、新聞に出ておりました補正の内容がどのような内容なのかきちんと伺ってからの論議……。

細井壽雄委員：僕は筋道を言ってるんです。

太田貴美会長：筋道とすると、そうではないですか。その内容が全く違う内容であるのにもかかわらず、われわれがそのような思い込みですと、それこそまずいので……。

細井壽雄委員：そしたらそれを、はい。

太田貴美会長：はい、そしたら事務局。

事務局長：まず、整理をして申し上げますが、本日京都新聞に岩滝町の議会におかれて、2億6,400万円の合併準備費の可決をされたという記事が掲載されていたと思います。この件については、合併の準備にかかる経費に間違いはないわけですが、庁舎の関係経費ではございません。現在、3月1日の合併に向けて、それぞれ3町が分担をしていろいろな業務を予算に掲げ、また当番町を決めて責任を持って事務を遂行するという形を取っております。その岩滝町で当番町としてお世話にならないといけない事業が2億6,474万8,000円という金額になるわけです。内訳としては主として電算システム、またネットワークの整備事業、このようなものが柱になります。それぞれほかの町ではこの経費に対する負担金、割り勘というものを計上するはずでして、当野田川町においても本日新聞に掲げられました、野田川町として持つべき金額、補正予算を前回の定例会に計上させていただいたという、このような内容でございます。御理解を賜りたいと思います。

太田貴美会長：ということでございますので、上がっております準備としては庁舎の金額ではなく、電算システム等々、皆さんが了解した中であるものを岩滝町が代表して予算計上をさせていただいたということでございます。

そのほか、はい。

細井壽雄委員：電算システム、OA対応のお金だということですか。そうすると、この2億4,000万円の中でそれに対する費用というのは幾らですか。

太田貴美会長：お答えはさせていただきますが、直接この協議とは関係ない内容でございます。もう議会在が……。

はい。

事務局長：まことに申し訳ございません。もう少し細かく御説明を申し上げたらよかったですと思います。今回、岩滝町で予算計上を願いました金額の内訳ですが、ネットワーク整備事業ということでシステム関連の事業費が、1億197万3,000円、それから同じくシステム関連の事業で行政情報システム統合整備事業として、1億3,269万2,000円。それから、そのほかに各種の広報事業、340万円余り、それから、計画の策定事業、380万円余り、消防資機材の整備事業として550万円余り、このようなものを加えて2億6,400万円という金額を岩滝町が代表町として発注をしていただく、その事業主体を担っていただくということで予算計上をお願いしたというものでございます。

太田貴美会長：そのほかございますでしょうか。

はい、今田委員。

今田博文委員：今回、81号については再提案ということで、前回提案されましたのが本庁岩滝が80人、加悦が70人、野田川が70人という提案であったわけですが、本日の再提案では、本庁77人、加悦が87人、野田川が51人という職員配置で再提案がなされました。これは、教育委員会部局が野田川庁舎から加悦に移った、このことが大きく職員配置に影響した形になっていると思っておりますが、当初は教育委員会を野田川庁舎に置きたい。そして、議場をなんとか改修したいというお話も聞いておりましたが、その中で1,000万円を少し超えるような改修費がいるということで、そんな改修費を使うのなら加悦町にだって少し無理をすれば入れるだろうというようなことがあって、教育委員会が加悦庁舎に来たということを知っています。野田川町での議論が一番最初の教育委員会を加悦に持ってくることの発端ではなかったのかなと思いますが、そのあたりの議論というか経過の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

太田貴美会長：議論の内容ということは、議員さんに諮ったとかということはございません。首長の中で話をしている中で、野田川の議場を教育委員会に変えるには一体どのくらいかかるのかという試算をとりあえず職員にさせました。教育委員会等々の要望もいただいておりますので、3町の教育委員会のまとめの中でいろいろとそれらを満たしていこうと思うと1,100万円ほど、議場を改修するだけでいいということになりました。そこで野田川の場合、御承知のとおり当初から申し上げておりますように40年以上経った古い庁舎ですので、そこに改修を少々しても耐震性も基準に載っていない時に建てられましたので、明日すぐにつぶれるとか、そういうことではないですが、できるだけ早い時期に野田川の本庁を閉鎖をしていくことのほうがよりいいのではないかと。やはり、三つの庁舎を使うよりもできるだけ二つに、その後できるだけ一つに絞っていくようなことがいいのではないかと、これは私の一つの考え方の中で、加悦町の中にそのようなスペース、入る余地があるのかどうか検討をしていただいた結果、教育委員会の部局が入る程度はなんとか行けるということでしたので、そのようなお金をかけるのではなく、加悦町のそのようなものを有効に使っていただくということのほうがいいのではないかと判断でそのようにいたしました。

できるだけ、これは私自身の考え方、こんなことを言うと野田川町民からしかられるかもしれませんが、やはり、今あるものを有効にということは基本ですが、できるだけ効率的に、いろいろなものが分散するよりも、今後の職員の計画等を考えていると、類似団体並の職員ということになると3町の内3分の1くらいの職員を減らすことによって類似団体並の規模になると。単純に考えると三つあるものを二つに集約していくという程度がここ10年、15年の中で必要になってくるのではないかとという考え方の中で、そうであるならばできるだけ早い時期に両町の庁舎に野田川にある課を移動させていくことが効率を図る上で必要ではないかという、そのような私自身の考え方です。



お話をさせていただきまして、できるということでしたので、そのような方向にさせていただいたということでございます。

今田博文委員：お話はよく分かりました。私が聞き及んでおりましたのは、合併特別委員会等々において、野田川町の議員さんから 1,000 万円という改修費についてはやめるべきだ、ほかに入るスペースがあるならそこに持っていくべきだというお話の中から、この話がこのように加悦庁舎に移ったというふうに聞いていたわけですが、今町長のお話を聞くと、私が決断したということですので大英断だと思います。

太田貴美会長：そういう案であるということは……。

今田博文委員：私が発言しているので、ちょっと待ってください。うちの議会でもそう言って、野田川町は大英断をされた、有効活用されたということで評価をされておりました。そのような意味では、野田川町の考え方というのはまともなのかと思っております。そこで、今回改修があるわけですが、その 1,000 万円すらもつたいないというか、使わないでおこうということで庁舎も古いということもありますが別の場所へということになりました。しかし、本庁の岩滝においては 2 億 5,000 万円という大きな大改修、この元気館が 2 億 9,000 万円で建ったそうです。そうすると、2 億 5,000 万円というお金は、一つの小庁舎くらいが建つような大きな金額であると思えます。うちの議会では、やはり、改修費というのはもっと最小に抑えるべきだと、そして、この改修には納得がいかないという声が相次いで、是非、今後の再検討というか、必要最小限に改修というのは是非収めていただきたいと思っております。

昨日、うちは特別委員会をしておりましたので、加悦の議員さんも大勢来ておりますので、昨日のまとめというか、うちの議会での意見の一端を述べさせていただきました。

太田貴美会長：途中で遮って申し訳なかったのですが、そういう考え方だということで特別委員会にお示しをして、それについて了解をいただいたということでございます。

ほかの御意見、ございますでしょうか。

はい、伊達委員。

伊達善弘委員：伊達でございます。まず、継続になっておりました協議第 81 号の件ですが、各庁舎に地域振興課を置くということで、その中でだれが責任が取れるのか、あるいは責任的な立場にだれがつくのかという課題があったと思います。その結果というか決まったことを報告願いたいのと、連合区長については、今後区長手当は……。

太田貴美会長：次の議題になりますので。

伊達善弘委員：そうですか、すみません。そしたら、今加悦のほうから出ております、改装費 2 億 5,000 万円について、私共野田川町議会についても若干意見を出させていたいただきたいと思っております。

16 日に第 1 回目の全協がありまして、この件について協議しましたが、時間が不足しておりまして、今日午前中にこの協議内容について協議しております。今、今田議長がおっしゃるように非常に多額の改装費である。確かに本庁という大役を持っていただい

ております。そのような中で庁舎においては、できるだけある庁舎を使って、しかも多少不便であってもそれを有効に使うことによって、新町としてはあまり大きな負債なり負担が残らないような方向で、今後進めていく必要がある手前上、そのような考えの方がほとんどであったのではないかと考えております。その中で、最終ラウンド的な今回の協議ですが、いよいよ2億5,000万円という小さな庁舎でも建つような額でございます。

私も野田川町の議会においても、10人が10人反対でございます。それは今申したように、できるだけスリムな行政スタイルということがあると思います。そのような中で、どうしてこの多額の費用がなければいけないのかという疑問があります。確かに本庁舎ということで大きな任務を負っております。しかしながら、さきほどから言われるようなある庁舎を活用するという前提で考えるならば、例えば、今日まで岩滝の庁舎が一番小さいのではないかと感じておりましたし、次に野田川、次に加悦と、庁舎の大きさから言うとそのような感じではないかという思いがありました。そのような中で、今回80人に余る職員を入れるということになって、それではどうしたら入るのかという時点でこのような改造が出たのではないかと考えております。

確かに、先ほども出ておりましたが、3町が合併あるいは結婚という中で、少しは体裁もという部分もあったと思いますが、しかしながら、当初からこのことは出ていない中で急にというか、最後になって出るということに大きな疑問が残っております。そういう意味で野田川町議会としても大変な異論があり、また反対意見があり、そのような中で、この議案については十分な議論をしていただきたいと考えております。以上でございます。

太田貴美会長：廣野委員。

廣野安樹委員：改修費の問題について、今それぞれ、加悦、野田川の議長さんからお話が出たわけですが、私のところの合併の調査研究の委員会においても、この問題でいろいろと御意見が出ていたわけでございます。この岩滝町の庁舎の改修については、本庁をどこに持っていくのかということで、岩滝の庁舎を本庁舎としてやるということが決定されているわけでございます。本庁舎、いわゆる与謝野町の顔としてひとつ改修をするということで、議員の方々には御理解をいただいているところでございます。

先ほど、野田川の町長さんが言われました教育委員会が改修費用のために加悦に行ったと。私たちは結局、これは助役会、首長会で十分議論をされて、そしてこの協議会に提出をされたと思っておりまして、前回、見直すこともあるというようなことで検討をされてこの結果になったわけですが、非常に私たちとしては、この教育委員会が簡単に野田川が改修費用がかかるから、加悦はかからないんだったらそれでいいと、そのような問題で結局この庁舎の機構図が考えられたのかということが、随分うちの協議会の中でも委員会の中でも出ておりましたので、この点についてもう少し、改修費だけで結論を出されたのか、それだけをもう一度お聞きしたいと思うわけでございます。

太田貴美会長：改修費だけではございません。どこの庁舎の中に教育委員会が行っても、野田川であれ、加悦であれ、岩滝であれ、今後一つの町になるわけですから、その中でやはり、同じ改修費をかけるのであればもっと違った方法も考えられるかもしれないですが、決まった制約された議場というものを使ってやる中で、そのような必要最小のことをしてもそのくらいがかかる。金額もさることながら、そうであるならば、その金額がほかのことに有効に町民の方たちに直接使えるようなそのようなものに整備する費用に充てるべきだという考え方で、ただ高くなるからということではなく、やはり、同じお金を使うなら有効な使い方という前提があつての話でございます。

加悦町に教育委員会を持っていくことについても、キャパ的に非常に難しいのであればそれは仕方がないことですが、教育委員会が入るくらいで大体いっぱいいっぱいかなというようなこともございましたので、そうであるならばよりよい環境の中に教育委員会があるほうが、これは町民の方にとってはいいことですので、そのような観点からそのような話になったということです。

廣野安樹委員：金額だけのことを言うと、簡単に申し上げますと、うちの委員会では加悦に議会が行くことが決まっているわけですが、うちの議会を使ったらそれほど改修はかからない。また、ここに挙げておりますように3階の改修費用もかかってこないわけでございます。そのようなことを考えると、費用だけでどうかということと言われると、そのような問題も挙げて来なければ仕方がないと思いますので、費用ばかりのことではなく、これから本庁としてどのようなスタイルでいくのか、エレベーターくらいは僕はこれからの庁舎には絶対に必要だと思いますし、それから、それぞれの庁舎の機構図についても十分検討してこのようにされた内容ですので、それに対して今さら金があるからもう少し考えるというのは、これは当然本庁舎である以上、金がかかってくるということは当然、この協議会の中で十分承知された内容であろうと私は思っております。

いやいや、金をかけるなということは当然あるわけですが、それはある程度は仕方がないと私は思っております。それぞれ意見はあろうと思いますが、私はこの内容が1町へ2,042万6,000円の負担になるということになります。それは承知ならんということではなく、私はやはり、本庁の顔である以上これくらいの改修をしてこれからの与謝野町の事業を展開していくということで、私は必要ではないかと思っております。

太田貴美会長：はい、赤松委員。

赤松孝一委員：意見というよりもお尋ねをいたしますが、今の廣野委員の御意見が、これが岩滝町の町議会または町長の意見と受け取らせてもらったらいいのでしょうか。私はそんなことはない、私が知っている岩滝の町民の中にもこのようなことを何も望んでいないとはっきりとおっしゃっています。もしも、今の発言が岩滝町の真意とするならば、基本的な信頼関係が崩れますので議長さん、町長さん、よろしく御答弁をお願いいたします。

太田貴美会長：はい。

糸井弘志委員：それでは私からも説明をさせていただきます。岩滝庁舎が本庁舎ということに決定をいただきました。私としては、最小限の整備をして、新体制のもと町長、議員、職員、そして町民の方を迎えたいということで、一応設計業者をお願いをして、今後10年なり20年使えるような庁舎の改修を計画してほしいということでお願いしたのは事実でございます。業者についても、2、3お願いをいたしました。もっともっと大きな改修計画という業者もございましたが、現在は1社に絞っていろいろな助言や提言をいただいているというのが現状でございます。決して贅沢な改修ではなく、最小限の改修をして新しい町の庁舎として町長以下お迎えをしたいという、私は考えでございます。

今までの岩滝庁舎の経過を申し上げますと、現在の庁舎は昭和56年末に完成をしたものでございます。小さな町ですので、それに合わせた規模で華美にならないようそれぞれ考えて建設をいたしましたものでございます。当時ですので、残念ながらエレベーターも贅沢と見なして設置をいたしておりません。現在は京都府の福祉のまちづくり条例や与謝野町の福祉を重視したまちづくりが決められた中で必要であると私は思っております。

また、コンピュータ時代の到来の1、2年前の建設でございますので、コンピュータ室や事務所の配線関係にも配慮がされておりませんので、事務スペースが広がる中でこれに対応する配線、電力の付加が必要となっております。空調関係も平成15年度に約600万円をかけて大規模な修理をいたしました。建築をいたしましてから23年余りという年月を経過いたしておりますので部品もなくなっているという状況でございます。

現在の中央集中運転方式の吸収式冷温水発生器を個別式の氷蓄熱式ヒートポンプエアコンに会議室等は電気式ヒートポンプエアコンに改修し、二酸化炭素等の排出ガスの低減にも寄与するという考えでございます。

このような改修内容から天井、床、壁の内装部分を全部いろうこととなりまして、思わぬ額となったのが現状でございます。この額を私なりに理解したので提示をさせていただいたという状況でございます。この改修を一部をいろうとか、合併後にという御意見も聞いておりましたが、1階にも2階にも職員が入って業務を行っておりますので、これを他所に移動ということになると町民の皆さまにも大変御迷惑をかけるという状況で、また、経費は全くの二重投資となり、一層かさむ結果となることが予想されます。私は新町のまちづくりの推進体制が総合庁舎方式にしないという前提のもとで、既存の庁舎と施設、整備を充実して効果的な行政システムの確立を目指していきたいという考えでございます。

またこの夏、岩滝町の関係者、約30人ほど各町のまちづくりに向けての視察をさせていただきましたが、この合併協議の中で感じた以上の多くの課題を感じたことがございました。新町の財政状況を展望し、今本庁舎の改修を行うべきであるという、私は考えでおります。この改修は与謝野町の将来に向けた基盤整備ということで重要な事業と考えておりますので、御理解をいただきたいとかように考えておる次第でございます。い

ずれにいたしましても、加悦町、野田川町の首長さん方の意見を聞きながら考えていきたいという考えでありますので御理解をいただきたいと思います。

太田貴美会長：はい、西川委員。

西川明宏委員：岩滝の西川でございます。基本的な考え方は、今町長が申されたということで、先日、岩滝町の合併協議会の中でもそのようなお考えの方向性のお話をお聞きしたところでございます。先ほどの廣野委員の意見も合併協議会の特別委員会の中であったのは事実でございます。ただ考え方の中では、合併特別委員会の中でも、実はここまでの詳しい改修の内容というのは、口頭では御説明をしていただきましたが、その時点では未完成でした。未完成というか、今変更をお願いしているところだということもございまして、この図面も議員のほうでは目を通していないという現状でございますし、また、変更前ではありますが、1回目を通されたらという提案もあったのですが、合併後のまちづくりの庁舎の在り方ということもあって、当然岩滝町議会で承認はするのですが、まずはこの合併協議会でこの図面を提示されて、内容についても細かいこのような見積書、資料も提出されて、十分議論をしていただくべきではないかという、このような考え方でお話がまとまりました。この合併の協議会のほうで十分議論をしていただく必要が、まずあるのではないかということでもございました。

本当にさまざまな意見がございまして、この配置の関係、先ほども廣野委員からもありましたとおり町長部局というか、そのような内容とは違う位置づけの教育委員会ではございますが、どうして簡単に野田川町から加悦町に移ったのかと。先ほどから説明もいただきましたが、では、なぜ第1回目のときにそこまでの検討がされていなかったのかというような疑問がございました。当然、前回の提案の中で、支所の責任者の役割をするのが地域振興課なのかどうかというようなこと等もございまして、その辺がまだはっきりしていない。はっきりしていないのに提案をするのはどうかというようなことがございまして、またほかの経費のこともございましたが、そのようなことで継続審議になりましたが、そのような議論がなければそのままいったわけです。本来、前回の提案がなされたときに、十分そのような改修の費用どうこうというのは当然、議論があつてしかりだと思います。その辺の順序が少し事務局の中でどうだったのかということが疑問として上がっております。

後ほど、事務局のほうから御説明をしていただきたいと要望をしようと思っておりますが、一応、各町の課の振り分け、それについての考え方、事務局の振り分けた考え方を特別委員会では一応聞いております。その辺、なぜ岩滝町に建設課、商工観光課なのか、なぜ加悦町に保健課、福祉課なのか、なぜ野田川町に税務課なのか等々、その辺のことを一応説明を受けております。それが岩滝町で聞いたのとこちらで聞いたのと相違がないと思いますので、また事務局のほうからその辺の定義づけというか、なぜそうしたのかという考え方を御説明していただければ、ある程度の方向性の御理解が得られたりするのではないかと考えております。

費用の面から言っても、先ほどから組織・機構がこんなに簡単に変わるのであれば、岩滝町のほうに議会をとという声があったのも事実でございます。というのは、当然経費もそのほうがかからなくなりますし、ITインフラという意味でも、今はインターネットで岩滝町の議会が中継をされておりまして、インターネットにつなげられるコンピュータさえあれば全国に即、見ていただけるという状況があるわけですので、それをCATVがあるにしても、加悦町で同じような設備をしようとするともた何千万か億なのか分かりませんが、かかるわけですので、そのようなことを考えると根本的な部分がどうかというような議論になりますので、そうすると今まで積み上げてきた議論がぐちゃぐちゃになりますので、その辺の部分をしっかりと判断をしながら、協議をしていく必要があるのではないかと感じております。

太田貴美会長：はい、赤松委員。

赤松孝一委員：今、糸井町長と西川議長から御答弁をいただきまして、廣野委員と同じような意見であるということは確認をさせていただきました。となると、私は今回のこの合併そのものの意義というものが根底から崩れてくる。まず、基本的に三つの庁舎を利用しよう。それ以前、1市4町の合併協議会で野田川町の太田町長が訴えておられたのは、まず、本庁を一つにしましょう。最小、最低限の支所は必要でしょう。これが大きく争点となって新たなこのようなものが生まれて来たわけです。しかしながら、今度の与謝野町の場合は、ある庁舎を利用しましょう。一本化はお金がないですから、ある庁舎を利用しよう。これは太田町長の言葉ですよ。お互いに身の丈にあった形で、お互いに辛抱しながら肩寄せ合って町をつくりましょう、このようにおっしゃったわけです。したがって、みんなそれが基本です。合併債ありきではない、合併ありきではない、このような精神の元に皆さんが賛成をされて、今日の運びになっているわけです。

先ほど廣野委員は、こんなことは本庁舎が岩滝に決まった時点で分かっているはずだとおっしゃいました。こんなことが分かっていたら、まず本庁舎は行っていません。野田川町の中でも3号委員の方とお話をしました。「本当は加悦町がいいな」と、私は事実加悦町がいいと言っています。なぜ、岩滝町に行くのか。しかし、野田川町の議会の中でも、「それはそのとおりだ、規模的にも、面積的にも、内容的にも加悦町に行くべきだ。しかしながら、今岩滝町の言うことを聞かなければ合併ができないぞ」と、これがおどし文句でありました。そのような中で、私の横におられる議員さんも仕方がない、今回の合併をするためには庁舎がどこに行っても仕方がないと。ただ、それはそのような大きな理解の元でしたわけです。

今、そんなことを庁舎が決まった時点から分かっているというのはとんでもない話です。完全に、基本的に今回の合併に対する気持ちや、心構えが全く違います。与謝野町の顔だからそこそのもの、どんな顔だっていいじゃないですか。別に、家はぼろ屋だっていいじゃないですか。太田町長の言葉を借りれば、肩寄せ合って、町民が一生懸命がんばっていたらかえって宣伝になるのと違いますか。そんな2億5,000万円も、先ほ

どおっしゃいました今田議長が、庁舎が建ちますよ、こんなものは。

うちの特別委員会でも言われました。加悦町に建てたらいいじゃないか。加悦町は面積がある、あそこに2億 5,000 万円で建てたらいいじゃないか。古屋を直す必要はないと。今、おっしゃった糸井町長が言われたこと、何もかも部品もないボロボロであると、そんなことが分かっていたら誰がそんなところに庁舎を持って来るんですか。ましてやこの計画は7月には既にできているわけですね、7月にスタートをして。知らないのはわれわれだけで、岩滝の議員さんも8月の特別委員会で知っているわけですね。合併協議会の時点では、うちの助役、事務局長は御勤願いたたいとおっしゃいましたが、既に皆折り込み済だったわけです。いかにも合併協議会を軽視して、一部の人たちだけがこのようなことを進めている、こんなことで信頼関係が構築できるのですか、本当に。ましてやこれは増改築ですよ。増床ですよ。付属棟が出てますよね、58.42 平米のコンクリート倉庫。また、庁舎にも増床部分が 107 平米あります。ここに書いてありますね、コンセプトが。職員の増員も考えられ、事務所内のスペースの確保。要するに狭いところへたくさん持っていくのですから、無理に決まっています、これは。なぜ、広いところにようけ持っていかないのですか。あるものを利用というのはそういうことですよ。100 人しか入らないところは 100 人以内です。片方に 120~130 持っていくんですよ。あるものを利用というのはそういう意味です。

今の岩滝町のお三方の意見を聞いておりまして、まことに今日になってそんなことになるとは残念でたまりません。基本的には、伊達議長がおっしゃったように野田川町議会ではこのようなものが可決されるとは、そうは思っておりませんのでよろしく願いいたします。

太田貴美会長：それぞれの意見を出していただきました。この合併協議会の中でいろいろと大事な庁舎の組織、行政機構の内容について議題にしているわけですが、最終的には各町の議会の議決、当然金額の伴うものについてはそのような形になると思いますし、先ほど糸井委員さんがおっしゃったように準備のためのほかのいろいろな内容もございまして、この庁舎の件も今後、議会の議決を経た中でこういう方向性を出すということになります。合併の意義が根底から崩れるというご意見もありますが、ひとつ、ひとつの、不十分であったかもしれませんが、その時、その時の協議を踏まえた上でわれわれも積み上げをしてきたものです。前回もやはり、これはもう少し金額も考えた中で各課の設置も考えていくべきではないかという、この協議会の中でも御意見がございまして、それを受けてそれぞれのものをどこへ持っていけばどのような形になるかということも考えた上での教育委員会を加悦町にという、そうしたことも積み上げてきたわけでございます。確かに本庁ということが決まったら、当然それなりの施設が必要ではないかというお考えも理解できますし、いやいや、やはりあるものがあるようにして使っていくということも理解ができますし、当然そのような形だろうと思います。

そのような中でこの案について、協議会においては御提案させていただいているこの

案についてどうなのかということ、やはり、一定の方向性を出していただきたいと思  
いますし、それについて伴う改築内容については、これは予算が伴うことでございま  
すので、これは議会のほうにゆだねたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、赤松委員。

赤松孝一委員：私は確かにこれは予算の部分は議会の部分であります、それは事実です。  
しかしながら、今うちの委員会でももう一度、この組織の課の配置を考えるべきだとい  
う声が、町長はご存じでしょうがたくさんあります。やはり、それによって入るところ  
へ配置すれば、こういうことは起きないわけです。だけど、岩滝町だって知遊館もあれ  
ばふれあい館もあり、野田川町にもわーくぱるがあり、いろいろな施設があるわけです。  
今、あるものが財産なんですよね。それを使おうということでは、基本的に。そうす  
るなら、今あるこの課の配置に無理があるから増築が必要になるわけです。この課の配  
置をもう少し変えたらこんな無理は起きない、いわゆる最小限の改修でできるわけす  
よね。だから、うちの委員会としては、この課の配置そのものを考えてほしいと。会  
長もご存じでしょう。だから、そういったことを議論しないと、これをどうしてもこのま  
ま認めなさいと言われるのか、さっき言われたように教育委員会がスッと変わったよう  
に、もう一度みんなで本当にいい配置の在り方を考えるための合併協議会ではないの  
ですか。事務局が提案されたものをイエスマンで聞かなければ、合併できないのですか。  
軽視ですよ。予算は予算ですが基本的に、今このような配置が本当にふさわしいのか、  
ふさわしくないのか、それによって変わってきますよ、こんなの全然。それを議論して  
いただきたいと思います。

太田貴美会長：ただ言えることは、確かに元気館あり、わーくぱるあり、いろいろとあり  
ますが、町の新しい町の庁舎として使っていこうというのは、この三つの庁舎しかない  
わけですから、できるだけこの三つの中に納めていくというのが基本だと……。

赤松孝一委員：だから、もう一度、課の配置を皆さんの意見も聞かれて考え直されれば、  
そのような付属的な施設もありますし、まだまだ改築の余地がある。今決めましたら、  
かり末代でも変わりしませんわな。先ほどの岩滝町さんの意見を聞いているとますます  
そうなります。だから、やはり、今本当にいいものを選んでいかんなんわけでしょう。  
そのためには、この時間を毎日割いても1週間に1日割いても、本当に必要なことをし  
ていかないと、いらん経費を使ってもったいないじゃないですか。もっとこれ、ひねつ  
たら考えられます。私は前も言いましたが、税務課なんかは本庁に行ったらいいですよ。  
岩滝町の意見でやっぱり加悦町の議場から岩滝に持ってこいと、先ほど2人の委員が。  
そういった意見もあるなら正式に言われたらいいですよ。そしたら、これでコストは  
安くなる、なるほどなあと。この際だからするかとか、そういうふうにみんなが真剣に  
なって議論せずしているからこんなことが起きるんです、と私は思います。

太田貴美会長：はい、細井委員。

細井壽雄委員：しつこいようですが、お許しいただきたいと思います。赤松委員の御意見



もよく分かりますが、そこまでいくと合併協議会がつぶれてしまいますし。ただ私は今日までのいろいろな経過の中で思うのは、確かに合併協議会軽視という部分がある。今回の場合でも、昨日特別委員会をやっていまして、「この問題を単体で出すのか」と言うと、「単体では出さない」と。やはり、この関係については、事務配置をどうかという以前に、これだけの費用がいります、これは単体でということで提案されることが妥当ではなかったかと思います。

事務組織の関連で出してくられるというのは、少し軽率ではないかと思います。いずれにしてもそれが100や200万ならよろしいわ。

太田貴美会長：あの、経費の件ですね。その経費の件は、ここでは提案をしているというものではないです。この新町の行政機構、事務事業についてこれをこうするかという…

細井壽雄委員：だから、それに伴うところの経費はこれだけいります、これについてひとつ御承認がいただきたいというのは筋だと思います。違いますか、事務局は、局長。

太田貴美会長：協議の内容ではないですね、それは。金額をどうする、こうする。

細井壽雄委員：協議の内容ではないですか。

太田貴美会長：それも関連はいたしますけれども。

細井壽雄委員：僕はその考え方が分からないと言うんです。やはり、3人の首長さんでお決めになって、こうこうこうですと各町に帰って町長のほうから提案があつてするのなら、僕は分かりますが、頭ごなしにこれだけですよというのは、僕はちょっと分かりません。

局長、少し私の考え方が間違っているのかどうか説明をしてください。

事務局長：実は、私どもは今合併協議会の事務局を預かっております。それから、もう一つ準備室の事務局も預かっております。現在は合併協議会と準備室とが並行する形で動いているという状況でございます。整理をして御説明申し上げますと、合併協議会というには3月1日からの体制について御議論いただくものだと思っております。ところが、準備室というのはそれに向けて準備をする一つの機能ということでございます。そして、今新しい町の組織機構の関係を御提案させていただきました。どこどこに何課を置こう、何課を置こうということを御相談をおかけしたわけです。これは合併協議会の中で決めていただいたらいいことだというように整理はしております。ところが、それに至るまでの段階として庁舎の改修を伴うのであれば組織・機構、課の配置を考えていかなければということをこの協議会でおっしゃったわけです。したがって、私どもは合併協議会の事務局として、また準備室の事務局として両方かけ持ちで今回は事業費なりを一定お示しをさせていただきながら、3月1日からの機構について御相談をおかけしているという状況でございます。

先ほど会長が申し上げましたところは、準備室の経費というのは、あくまでも今3町の議会でお認めいただいて補正予算を計上していただくという形になります。したがって

まして、これは随分と矛盾があるわけですが、この協議会で課の設置をこのように決めていただいた、そのために改修費用が必要になるわけですから、それを議会で議論いただくという形になります。先に決めていただいたものが費用が伴うのであればあかんとなりますと、また元に戻ってしまうという、こういう大きな矛盾を抱えながら本日御検討いただいているということですので、このつらいところを御理解を賜りたいと思っております。

太田貴美会長：はい、小長谷委員。

小長谷啓介委員：野田川の小長谷でございます。この改修工事ですが、私は本庁、庁舎あるいは支所の機能を持たせるためにはある程度のコスト、お金はいるものだろうと理解をしております。もちろん、あらゆる努力をして最小限にすべきでありますし、そのような中でこの金額は、私は素人ですので、これが非常に大きな金額ということは間違いないので、これが本当に必要なかどうかということは私も理解ができません。今日はいろいろな意見が出ているのですが、改修を認めないのか、それともある程度の改修は必要だとか、この中でひとつ集約してもらわないとこれ以上進んでもなかなか結論は出ませんし、そのような意味で、ここにいる意味がなくなるのでひとつその辺も……。

それから、お金の面については、やはり、補正とかそのような面がかかりますので、議会で多いにここまでしか出せないとか、そのようなことはやっていただいたら結構ですが、とにかく改修は認めない、しかし若干は認めるとか、是非をここである程度集約していただかないとこれ以上進まないのではないかと私は思います。以上です。

太田貴美会長：はい、新田委員。

新田栄一委員：野田川町の新田です。今日はこのような多額の改修費がいることをわれわれは初めて分かったということが事実で、キツネにつままれたような感覚すら持っているわけです。やはり、余りにも想定外というか、金額が多すぎるということで、これでは合併の大義が見失われるのではないかと。僕は今まですべて具体的に出ておりますので、精神的というか、気持ちの問題を聞きたいと思っておりますが、はっきり言って、町民に「辛抱してくれ、このような事態だから、一生懸命やるからこの合併については辛抱してくれ。今後も頼むで」と。そうしておいて行政側にすれば、これが与謝野町の顔だと、これくらいのことはしておかないとどうもならへん。これは豊かさということだと思います。豊かさや安泰的なことを見せつけるということになると、これではやはり、町民に対して印象が悪い、私はこのような気持ちを持っております。町民は正直なことで、やはり、3町長を信頼してついてここまで来ているわけですから、やはり、このようなわけの分からないような、だまし討ちにあったような気すら起きるやり方というのは、まして今日、岩滝町のお三方のお話を聞いて、何だ、最初からそういう気持ちだったのか、われわれはどうなった、この純粋な気持ちはと思えてなりません。やはり、そういう点では、もっとこんな問題があればもっと小委員会で本庁の問題の場所のときにでももう少しおおまかな数字でも、これくらいは補修費がいるのだとか、そういう

ことを聞いておれば、もう少し話も順調に行ったと。順調に来たわけですが、ここに来てこんなことになるから、こういうことになるんですが、検討は小委員会でもっとできたことだと思っております。

それから、質素儉約ということで行政改革もして、財政も健全な財政に立て直して、小さな行政ということで今回の3町の合併に大きな意義があるということをおもな町民に触れたじゃないですか。それを、町民にだけ辛抱させて、われわれのほうは安泰だとか、安泰とは言いませんが、辛抱して三つに分かれているわけですが。だってそうじゃないですか、人材を減らすにしても15年もかかって100人減らすと言っても、そんなものは5～7年で減らしてもらわないと、なんぼ許してもそれくらいで減らしてもらわないと、要は人材が多いから財政が負担になってくるんじゃないですか。決まりきったことですよ、ほんとに。そういうことを甘いと思います。やはり、そういう点で町民はそう簡単に許せないと思いますので、ひとつ3町長さん方には本当にやっていただかないといけないことはよく分かっておりますが、余りにそういう思いを通そう、通そうというようなこと、私たちは会議慣れをしておりますので、戦術も分かりませんし、何も分かりません。首長を信頼してここまで来たんです。やはり、それなりのお気持ちを聞かせていただきたいとこんなふうに思います。一言ずつでいいですが、3人の首長さんにお気持ちを町民に対して聞かせていただきたいといます。本当にそうしないと、先に行くわけにいかんと思います。以上です。

太田貴美会長：まあ、委員さん……。よろしいですか、はい。西川委員。

西川明宏委員：岩滝の西川でございます。順番が入ってしまって、タイミングがどうかとも思いますが、少し誤解があるようですので、はっきりしておきたいといます。岩滝の議会が総意で先ほどの2億5,000万円をどうこうしたとか、こうしたとかということは、先ほども申し上げましたが、ございません。いろいろな意見がある中で、こんな意見もありました、あんな意見もありましたと言ったままで、当然必要ないという意見もございました。結果的には先ほど申し上げたつもりですし、議事録にもきちんと載るはずですが、この協議会で十分協議をさせていただいたらどうですかということで散会しておりますので、特別委員会で方向づけをしたわけではございません。いろいろな意見があったということでございます。以上です。

太田貴美会長：それでは10分間、3時まで休憩いたします。

<休憩>

太田貴美会長：着席願います。

それでは、休憩を閉じて会議を再開したいといます。

先ほどのお1人ずつのという件について。

はい、小西委員。

小西英雄委員：いろいろな皆さま方の思いというか、いろいろな御意見を賜りました。そ

の中で反論というわけではないですが、一つだけ申し上げたいと思っております。それは、今度の配置計画については、確かに施設の有効利用、既設庁舎の有効利用ということが基本になっているわけですし、また赤松委員さんがおっしゃいましたが、ほかの庁舎以外の建物、例えば、公民館とか知遊館という話も出ましたが、そのようなところで分散をすることになると、これはやっぱりいろいろな能率面、連携の面でかなり行政的な効率化に大きな課題を残すのではないかと考えているわけです。三つの役場で職員をすべて抱えていく、そのような形での庁舎体制、これがやっぱり基本だというふうに私どもは認識をしております、そのような中での配置計画、有効利用という観点からの配置計画になっていると思っております。

現にこの庁舎を加悦町も建てるまでには、北庁舎であるとか中央公民館の町民会館であるとか、あるいはこの元気館であるとか、三つも四つにも庁舎が分散していた中で、課長会をするのでもかなり時間がかかったり、そのような課間の連携あたりに問題点がありましたし、能率上非常に問題点がありました。だからこそ、教育委員会も含めて一緒の庁舎の中にいないとあかんということで、多少は無理強いをしたのですが、大きな館をこしらえさせていただいたという経過がありますので、やっぱり、庁舎というのは最小の数で絞った形での有効な連携を取った中での行政執行が必要だというふうに思っていますので、ひとつ御理解を是非お願い申し上げたいと思っております。

したがいまして、この庁舎の配置計画、課の配置計画等については基本的にこのような形で、一定有効利用ができるのではないかと考えているわけです。加悦町の庁舎についても、大体現在 80 人、臨時、嘱託を入れて 83、84 名が働いているわけですが、大体この数に近い数字の正職員の配置でもって、この教育委員会部局に移ってもらいますと。なんとか、多少今よりは無理をしないといけなと思います、一定の有効活用ができるなということで思っているところでございます。

その中で、本庁舎の改修の問題については、これは 3 町の町長会でもこれまでから 9 月に入りまして、2 回ばかり短時間ではありましたが議論を重ねてまいりました。その中で、本庁の庁舎の姿、在り方の問題については、私は最低限でなんとか事務執行ができればいいのではないかと最低限での考え方と、もう一つ、先ほどから出ておりますように町の顔にもなるし、よりベターというか、立派な庁舎にしておきたいという考え方、その視点が二つに分かれるのではないかと考えております。

私はこれまでから、合併後の本庁を岩滝庁舎に持っていくことについての住民説明の中では、岩滝町の庁舎についても耐震化の問題についてはクリアできている。という中で、建築後それほど日がたっているわけではないし 20 年くらいだということで、修繕、改造関係は当然のことながらいろいろな配置関係で変わってくると思いますが、最小限のところは必要だけでも、大がかりな改修は必要ないと思っております、今の状況の中で本庁舎として十分機能できる役場ではないかということで説明をしておりますので、今度のこの改修の計画案については、少し私どもがこれまで住民説明をやって

きた、あるいはまた議会の皆さんに納得というか、理解を得るように持ってきたことを少し超えているような大がかりなこの計画案だということで、異論を申し上げてきたところでもございます。

したがって、この改修計画については、最小限に絞っていただくということで、再調整も必要だという認識のもとでお願いもしてまいりました。そんな中で岩滝の庁舎をよく構造的に知っているわけではございませんので、何としても事務レベルで総務課長なり、助役段階でよく詰めていただいて、必要最小限のところまで絞っていただいて、そこでどのくらいの規模になるのかということについて一定整理をしてほしいなということで、そのような方向に持っていこうということで別れて、その後、今日に至ったということでもございます。できるだけ私は既存庁舎の有効活用ということが基本になった本庁舎の決定でもあります。さらに、また合併問題というのは、財政問題が根底にあるわけで、やっぱり経費を少なく、できるだけお金を使わないということが合併しても必要だと、合併しても決して財政が楽になるわけではないし、同じように苦しいということになってきますので、そのような形で考え方もこれまでありましたので、なんとか、この改修の件については、よく最小限の問題がどこまで行き着くか分かりませんが、さらに協議もさせていただいて落ちつくところに持っていきたいという気持ちで思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

太田貴美会長：はい、糸井委員。

糸井弘志委員：失礼いたします。ただいま、いろいろと厳しい意見を承っておりますが、私は申し上げましたとおり、提出いたしております案によりまして整備をお願いしたいという考えでございます。最小限の経費については、これは検討いたしますが、改修についてはこの案で御理解をいただき新町を迎えたいという考えでございます。以上でございます。

太田貴美会長：同じく野田川の私自身の考え方ですが、先ほども若干述べさせていただきました。既存の庁舎を有効利用していく。その中で、将来的なことも考えた上で、やはり、一定の整備等は必要であろうかと思っております。その中で、今出ておりますように必要最小限がどこまでなのだということところで意見が分かれるところだと思います。今いろいろと御検討をいただきましたこの新町の課の配置ですが、それについてはこのような方向で課の配置、要するに各庁舎の内容が明確に早くなしないと正直なところ2月28日までの電算システムの構築とか、そのようなものについて非常に時間的に厳しくなるという現実がございます。そのような意味で、できればこの課の配置については、3町それぞれ理解をし、確認をいたしておりますので、このことについてはお認めをいただきたいとおもいます。

ただ、あと改修の内容について、もう一度3町の……。ここまで来ますと、3町の町長での話が必要、本日の皆さん方の御意見、あるいは各町での特別委員会の御意見等を踏まえた上で話し合いが必要ではないかと思っておりますので、もう一度この件については近

いうちに合併協議会を持たせていただいて、それまでに3町で調整をさせていただいて御報告を申し上げるということで御理解がいただけたらと、今考えております。庁舎に対する考え方は先ほど述べたとおりでございます。

はい、赤松委員。

赤松孝一委員：1点、私が発言した中で、とらえ方が違うと取られるのではないかと思いますので説明しておきますが、私がほかの公共施設があると言ったのは、例えば、今回の岩滝町の改修案の中で、今ある議場をフラットにして、フラットにするには一番高い部分に合わせて面整備をします。そこに96人の大会議室をつくる。そのサイドには30人、30人の会議室をつくる。そんな会議室は知遊館もあれば、ふれあい館もある。96人も入る、100人近い人が入るような、お金を使ってまで。それだったらそのような施設があるんじゃないですかと、そういった意味で今ある施設を有効利用すれば経費はもっと収まります、これは余りにも無謀ではないかということをやっただけです。

それから、もう1点は確かに職員が右往左往するのは不便でございます。しかし、それを承知でこのような形を取ったわけです。だから、やはり、町民のための合併であって、職員の多少の不便、議員の不便は仕方がない。それは一番いいのは一つの庁舎です。今でも思っています。野田川のまん中にドーンと建てたら一番いいです。それはかなわないことでもありますので、このような形をとっている。だからだれのための合併かと、職員の課長会をするのが大変だとか、そのような次元ではない。町民のこれから安全や安心や、そしてみんなの行政サービスを低下しないようにそのための合併であって、それによって職員が右往左往、それは仕方がないと思っています。何のための合併かという点については、私は職員や議員のための合併ではない、100人も入る大会議室は不要であるということが言いたかったわけでございます。

太田貴美会長：その御意見はもっともだと思いますが、一つの考え方の中に、庁舎が分かれてもスムーズに町民の方に対してサービスが生きるような、やっぱりITの整備とか、そのようなところには当然同じインフラでも力を入れていくべきだという考えで私はおります。ですから、当初議場が加悦町に行ってもやはり、それらがカバーしてくれるシステムを入れることによって住民の方たちには不便をおかけすることが極力少ないような方向でのまちづくりが必要ではないかと思っております。

先ほど御提案させていただいたように、本日のこの配置について、この課の設置については、一応この案でお認めいただけるかどうか。それに伴っていろいろと改修をすることが必要になってきますが、それについてもう一度協議をさせていただくという形でいいかどうか。その辺のところを御議論がいただきたいと思っております。先ほど小長谷委員さんからもございましたように改修は必要なかどうか。では、その改修をどこまでするのかどうかというようなことも含めてということになるかと思っております。

はい、今田委員。

今田博文委員：課の配置のみ、基本的に認めたらどうかということですが、課の配置と改

修というのはセットのものだと思います。今、それぞれ3町長さんからそれなりの自分の思いを発言いただいたわけですが、三者三様というか、こんなので首長会をされてまとまるのかという思いすらするわけです。そうだったら、やはり、課の配置ももう一つ先送りをする。継続にして最終的な改修はこうしたいと。ここの雰囲気さえすれば、大改修はもってのほかだ、最小の改修でとどめてくれというのが、この合併協議会の大多数の意見だと思います。でしたら、このことも踏まえ、配置もそれにあった配置を再提案なり……。このままでいいですよ。いいですけど、このままで最小改修、いわゆるお金を使わないような改修ができるのかどうか、この配置でですね、そのあたりも含めて是非検討がいるのではないかと考えておりますので、この部分は私は継続にすべきだと思います。

太田貴美会長：はい、足立委員。

足立経彦委員：岩滝の足立です。継続にされると、また時間をかけることになると思うので、皆さん、今日お忙しくなければ、今日できるだけ最小とは何かとか、例えば、町長のおられるところにはどのような課が必要だとか、例えば、税務課にはどのようなペアが必要だとか、そのような事務局の考え方もお話いただいて、ここで考えたらいいのではないかと思います。

私が考える最小というのは、今3町の庁舎を有効利用する、それでできるだけお金をかけないように、できれば一銭もかけないようにするのが最小ということになるのかもしれませんが、先ほど太田会長が言われました、将来的には古い野田川庁舎を閉鎖していったら2庁舎そして1庁舎。現実問題、このお金の無い与謝野町で1庁舎に立て直すというのは現実問題難しいことだろうと思いますが、中間の段階で2庁舎にするには、今の加悦町に何人入って、岩滝町には何人入らないといけない、その規模は将来なけなしのお金を捻出するよりも、今有利なお金が借りられるのなら今使うべきではないだろうかとか、そのようなことも考えた上で最小というものを考えていかなければならないのではないかと。

ですので、今現在、そして近い将来、その先の将来というものも含めて考えていかなければならないのではないかと思います。

太田貴美会長：現実的に数字を照らし合わせてではないですが、先ほど言いましたように、二つの庁舎に、野田川に今予定されています税務課、住民環境課、上下水道、それから地域振興課等を考えると、水道施設のいろいろな管理システムが野田川の場合には、今の新しい庁舎の中にありますので、最低野田川で残して行く施設としては、庁舎という形で残すかは別として、そのようなものは残していただくものになるかと思っています。それは、北庁舎は新しいですので、当然防災センターを兼ねたものですから、耐震構造もあるのでそこは残していただきたいと思いますが、将来的に、おそらく早い、先ほど15年ということがございましたが、なんとかがんばれば5年程度でも、今ある野田川町の税務課あたりは岩滝町の本庁に入るでしょうし、住民環境課はおそらく加悦町の

ほうに入れることができるのではないかと、これは私の予想なり考え方ですが、そのような形でできるだけ早い時点で三つあるのを二つの庁舎に分けていくという考え方の中で、今できるだけ設備の投資ができる状況であるならば、そのようなことも見越した中で、二つの両庁舎に課を新しく設置できるようなことを考えた改修をしておくべきではないかというのが、10年、15年先を見据えた改修をと言っている内容でございます。これは私1人の考え方ですので、それを認知していただいたとかということにはなっておりませんが、そのような格好でどちらが本庁になろうとも、今後15年、20年庁舎として使っていかなければ、職員が吸収できないわけですから、それらを踏まえた上での改修が必要ではないか。その中で必要最小限とはどのような内容なのかということ論議する必要があるのではないかと考えております。これは私の考えです。

はい、よろしいですか。足立委員。

足立経彦委員：そのような視点をここで出しておかないと、次にこの配置が多少変わっていたところで、必ず個人的な意見は違うと思います。私と太田会長がこのように顔を話しするのではなく、皆さんの御意見を聞きたいなと思っております。

太田貴美会長：はい、栗田委員。

栗田誠一郎委員：京都府の栗田でございます。今、いろいろな議論が出ておまして、一つは組織機構をどうするかという問題と、それから、その配置が前提になると思っておりますが、庁舎の改修が必要かどうか。これが大きな議題になってくると思っておりますが、卵が先か鶏が先かというのはあるのですが、ここで私は大変公務員の発想で恐縮ですが、庁舎の問題を決めようと思うと、やはり、人の配置が決まらなとなかなか庁舎をどうするかというのは決まらないですね。というのは、京都府で庁舎を決めるときには、1人あたり2.何平米というのを決めておまして、それで部屋の取り合いをするというのが、京都府のこれまでの決め方です。それがいいかどうかは置いておいて、いずれにしても、例えば、岩滝の庁舎に何人入るか。それから、野田川の庁舎に何人入るか。加悦の庁舎に何人入るかということが、まず決まらなないと、これは議論が先行きしませんので、まず、課の配置をどうするかということを決めていただいて、その上で改修が必要なのかどうかということ論議していただいたほうが、議論としては進めやすいのではないかと思いますので、まず、機構をこのようにするというのを議論していただいて、その上でその庁舎の改修について議論をしていただくほうが時間の無駄が省けていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

太田貴美会長：はい、足立委員。

足立経彦委員：私も全くそのとおりでろうなと、効率的に話をするのはそれが一番いいのだろうと思います。しかしながら、今日皆さん方の御意見を聞かせていただくと、この人数を入れるのに2億5,000万円もかけるのはというところの話になっているようです。ですから、そこの部分を避けてはなかなか難しいのではないかと思います。先ほど、批判をさせていただくことになるので大変心苦しいですが、事務局のほうがここではこの



機構を決めてもらいます。それに伴うお金は議会のほうで決めますというような話がありましたが、赤松委員や細井委員がこの協議会を少し軽視していないかというような話がありました。やはり、それだけお金がかかるのなら、この配置も変えてしかるべきではないかというのが一般的な考え方ではないかと思っておりますので、鶏が先か卵が先か、確かにそうだと思いますが、皆さんの今までの話を聞かせていただくと、避けて通れない部分ではないか、ここはじっくりと時間をかけないと本当にこの合併が住民の皆さんに、例えば、お金をかけるにしてもこういうことでかけるんです、こういう配置になるんですということが十分に説明責任が果たせないのではないかと、そんな懸念を持っておりますので、ちょっと反論みたいになりましたが、この点もどちらがどうなのか、それも皆さんの御意見がお伺いしたいと思います。

太田貴美会長：課の配置も含めて、もう一度きちんと論議すべきだという御意見でございます。先ほど事務局が申し上げたのは、合併協議会の役割と準備室の役割とが本来違う。なぜ、この協議会が合併が決まっているのにやっているのかというと、やはり、できるだけ協議会の委員の皆さん方も納得できるような合併にということを含めて。本来ですと、もう合併の是非が決まれば協議会はそれで終わりということですが、ただそこで事務的な進めもやっていかないと時間的に間に合わないという行政側というか、事務局の思いもありますので、そのような中で基本的なところだけを決めていただいてという、そのような思いで申し上げたので、私もそのような思いで先ほどちょっと申し上げました。

はい、足立委員。

足立経彦委員：個人的な意見で戦わしてても仕方がないのですが、例えば、今回岩滝町でこの2億 5,800 万円の予算、見積もりを上げてきた中で、イントラの整備を庁舎内で行うのに電話線とかITの線を、このような加悦がそうになっていますね。そういうふうにしたほうが、例えば、このようなものの移動もしやすいですし、効率がいいのではないかという形で見積もりが上がってきているわけです。それが御批判もあるかもしれませんが、やはり、職員が働きやすい環境づくりという部分でそのような視点から出てきたこともあるとは思いますが。

ところが、野田川町は1人1パソコンのLANは組まれていますね。それで床がどうなっているのか分かりませんが、例えば、床がそうならないならば、野田川からも同じように出てきても、お金を使うかどうかは置いておいて、しかりかなと思ったのですが、そういうことは、話し合いをされた上で、庁舎とはこうあるべきだという話し合いの上で出てきたものかなという疑問がありました。岩滝は岩滝で出しました。野田川は野田川で出しました、加悦は新しいからいいませんか、そういうことではなくて、加悦もやっぱり加悦の町長も庁舎はこうやったほうが使いやすいのではないかと、だれどこんなにお金をかけるのはあかんという、そういう話し合いの上で出てくるものなのかどうか、そこの部分が非常に疑問なので、やはり、この場でそれを話し合わないで、

2億 8,000 万円が多いのか、5億円が安いのか、それともやっぱり 5,000 万円なのかという、金額の高いか安いかというところまでも皆さん納得できないと思います。

太田貴美会長：各町で部会からずっと積み上げて、一定のそのような検討はしてきていると思います。野田川の場合では、今は床の上にはずっとはわせてそれにカバーをかけてしています。よく見つまずいたりしています。だけど、それもそんなに今後ずっと長く使うということではないので辛抱できるかなと。ただ、今度、3町になるといろいろなものが、今までだったら野田川町だけでボツしたものが、今度はよその町とも繋がって来ますので、非常に大事なことになってきますので、それらのことを安心、安全ということ言えば、情報がプツリと途絶えたりということがないようにするという意味では、やはり、きちんとしたそのような手だては必要だろうなと思います。

野田川でも、電算室は今でも 24 時間空調をかけるという形を取っています。そうでないと、なかなか施設そのものの維持管理ができないということなのでございますので、ですから、その町の機能というか、それぞれの町の機能によって金額は当然変わってくるでしょうし、そのような意味では今後使っていくためには、それらも含めたものをきちんとする必要があるのではないかとということが私の考え方です。それについて皆さんがどう思われるか、御議論いただくことが必要かと思えます。

はい、足立委員。

足立経彦委員：それでしたら、そのような話し合いのもとで、やはり、23 年前につくったエアコンをヒートポンプ式にしないといけないとか、OAの床にしなければいけないとか、そのような話し合いも含まれた上でこのように出てきているのであれば、先ほど3町長がおっしゃったような異論を唱えているとか、そのような話がこの場に出てくるのは疑問に思います。

庁舎はこうあるべきだから、岩滝がこうお金をかけることに合意をしたというような話があってしかりだと思えますが、この場で基本的なところで議論を戦わされてはおられません、先ほど三者三様ですねというお話をされましたが、本当にそのような話し合いがなされてこの2億 5,800 万円を使おうという提案、この資料になっているのかどうか非常に疑問ですし、やっぱりこのままではあかんと思います。

太田貴美会長：それは、われわれもお詫びしないといけないところだと思います。3町ですべての庁舎を一から見直してたたき上げて、この中でもございましたが、そうしたことのない中でこの庁舎に行っても一つの町になれば一緒じゃないかという考え方の中で、要するにここの町にはどのくらい入るのか、これくらいは行けるのかと、そういう形での課の配置をしてきましたので、そのことについて一つ一つ、これだけかかる、どうだこうだという共通の話題としてテーブルの中で積み上げてきたということではないので、その辺については皆さんにお詫びをせんなんところだと思っております。

はい、足立委員。

足立経彦委員：時間がかかるようですが、やはり、そのあたりをせなあかんのと違うかな

と思います。そして、これは質問ですが、今現在加悦庁舎には何人の人がキャパがあって、将来的に……。先ほど新田さんが、そんなもの10年も15年も待つられない、5年から7年でやってもらわないと、という話もありましたが、中期的に何人くらいになって、何人、何人くらいの配分になるようなイメージを持っておられますか。野田川がある程度古くなって閉鎖しないといけない状況が来たときですね。人員は減りますよね。

太田貴美会長：はい、人員が減ってきますので、これは、きちんとたたき上げた数字を積み重ねたものというのは……。ざっくりしたものしかないと思います。退職していく、それに対してどれだけ人数を入れていく、これは非常に人事に関わりますので、新しい町長の考え方によって違ってくると思いますし、例えば、この課を福祉を重点的に置こうと思うと、どうしてもそこに人員が多くなるでしょうし、そのときときによって数字は変わってきますが、大体私が見ているところでは、先ほど申し上げましたように5、6年後には無理をすれば野田川にある一つずつの課をそれぞれの庁舎に入れることができるのではないかと。これは単なる私の感覚でしかないわけですが、そういうふうには思っております。

事務局のほうから、はい。

事務局長：これは手元で持ち合わせております概算というか、バクツとした資料ですのでお許しをいただきたいと思います。それぞれの役場の中には正職員と臨時職員がおります。臨時職員については、必要に応じて雇用しているということもありますので、これは少し別枠にさせていただいて正職員だけで御説明申し上げます。加悦の庁舎には現在85名の職員がおられると理解しております。

●●●委員：そんなにいないでしょ。

事務局長：いや、臨時職員8名余分におられます。

●●●委員：70人くらいでしょ。

太田貴美会長：庁舎の中にいる人間だけ。

事務局長：本庁の中だけです。

足立経彦委員：要するに、庁舎の中に何人座れるかということですね。

事務局長：はい。それで、現在正職で申し上げていますが、85人のようです。常勤だと思っています。これを今御提案させてもらっている課の職員数では87人に位置づけたいということでございます。それから、岩滝町ですが、現在55名の職員でございます。もちろん知遊館などにも職員がおられますが、本庁の中には55名。これを配置の計画、職員数のトータルでは77名にしていきたいという考え方でございます。それから、野田川町の場合では、現在75人がこの中におります。これを課の配置計画では51人にしていきたいという考え方でございます。

これが、何年先にとということですが、それは職員の定年等を勘案し、ないしはやめたものをイコールの数ではなくそれより少人数を採用するという計画を立てて、新町の財政計画はくくっておりますが、一応それは概算ということで、現在のところ公表できる

内容のものではございません。

それで、野田川町の本庁の職員 51 名という人数の内、上下水道課の職員については、これはそのままいじくらずに配置し続けることができるだろうと考えておまして、それ以外の人数をほかの庁舎に移したら野田川の庁舎の古い部分については空けることができるということになります。人数ですが、51 名のうち 22 名が新しい庁舎に残るということになりますので、税務課 9 名と住民環境課 9 名が両脇の 2 庁舎に移しかえることができればこれは整理ができる、これは会長が申している手法でございます。

太田貴美会長：地域振興課もあります。

事務局：もちろん、地域振興課は一つ残ります。

太田貴美会長：はい、足立委員。

足立経彦委員：この人数だけを見ていると、この岩滝の 20 名ほどが野田川に来れば、今の改修はせずに済むという話になるのですが、そこで将来的に岩滝庁舎に何人のキャパをつくっておかなければならないかという部分もあると思います。そこで、どちらを優先するのか、お金の捻出はどちらがいいのか、将来的にはどっちにしる借金をするのか、それとも借金をせずに改修をする方法があるのか、そういうところがなければこの配分も決められないと思うのですが。やはり、庁舎の在り方、金の使い方というのは切り離せない、ただこの配置だけを考えればいいというものではないように僕は思います。

太田貴美会長：確かに野田川は今、75 人が 51 人になるのですが、この 75 人というのは、非常にすし詰め状態の中で先ほど言ったようにコードはあるわ、非常に環境的に。それから、コンセントなどもタコ足みたいなことになっていますので、やはり、それらのことを考えると、今 75 人あるから 75 人いけるじゃないかという論にはならないということです。

はい、足立委員。

足立経彦委員：すみません。ここからの発言は岩滝の人間だから言うわけではありません。そうなると、岩滝庁舎は今の 55 名のキャパではなく、やはり、あと 20 名が増えるような、そういうキャパにしておかなければ将来的に、本当にお金がなくなった中でさらにお金を捻出してこんなんということにもなると思います。そこで、その時に OA のそのようなものも含めてしないといけないものなのか、エレベーターも本当に必要なのか。ヒートポンプエアコンというものが本当に必要なのかというところで、お金がどうやって削減できるかという議論もあると思いますし、その辺のところを皆さんの、僕 1 人が話しても仕方がないので、そのようなことも含めて 2 億 5,000 万円ではなくてお金をかけないといけないのか、かけずにいけるのかということを経験したほうがいいんじゃないかと思いますが。

太田貴美会長：いろいろと御意見が出ております。その中でお金をかけるのがいいのかどうか、どれが削れるのかということですが、お話を聞く中では、今のこの時期にきちんとしておけば、走り出してやっている途中でやるということになると、足場一つにして

もまた一からかけ直してやらないといけない、その時はおそらく単費で持っていくということになるかという論議も議会の中でも出ていましたし、そのような論議をされているところですよ。

はい、赤松委員。

赤松孝一委員：今、足立委員が言われている職員数のことですが、減員計画が出ていないんですね。合併協議会にも説明されていない。だからうちの特別委員会でもこれはいつでも課題となるのですが、減員計画が示されていない。だから、そういった中で全くわからない、われわれには。ただ基本的に、私が個人的に思うのは、合併して数年後には50人くらいの減員をしていないと合併の意味がない。となると、今太田会長が言われる50人という数字は、野田川の庁舎に今予定されている数字になる、だからそういうことをおっしゃっているわけですが、これは太田町長の私案であって、野田川町の町民が何もなくなってもいいのか。野田川町の職員だけが減るのではなく、全体の中で50人減るわけですよ。加悦、岩滝におられる方も減ります。だから誤解のないようにしていただかないと。50人ほど減るといえるのは、全体で減るわけですよ。だから、何も野田川の減った部分をみんな岩滝や加悦に振り込まないといけないから、そういう議論では全くありません。

それをどうも先ほどから、これは太田町長の個人案をお話されているのであって、そんなことは野田川町の特別委員会は何も認めていません。ましてや町民の声も聞いていません。それは野田川町、与謝野町全体で50人くらいは減員する。ここは区別して、勘違いのないようにしてください。

足立経彦委員：すみません、赤松さん、勘違いせんといってください。根本的に、野田川の人が岩滝の庁舎をどうするのかわからん、岩滝の人が加悦をどうしようかわからん、加悦の人が野田川をどうしようかわからんというのは、自分は野田川の人野田川の庁舎で仕事をすると思っているからですよ。岩滝の人は岩滝で仕事をすると思っているからですよ。自分がもしかして野田川に行くんだったらどのような環境になるんだろうと思っていないからですよ。51人が減るといえるのは、ちょっと聞いてください、最後まで。51人が減るといえるのは、何も野田川の職員が減るなんて言ってませんよ。それは誤解せんといってください。職員が減るはなしは与謝野町として、全体の人員削減でそれでコストのパフォーマンスが出てくるという話ですよ。ですから、50人野田川の人を切り捨てるという話は全くしていません。

赤松孝一委員：全員で減るんですよという話ですよ。

足立経彦委員：そうですね、全員で減るんですよ。ただ、この庁舎を将来どういうふうにも有効に使っていくかを考えたときに、どれだけのキャパがそれぞれに必要なのか。それにはお金をいつかけないといけないのか。お金をかけるのか、かけなくてもいいのか、それを話さないとあかんと言ってるんですよ。

太田貴美会長：はい、赤松委員。

赤松孝一委員：だからね、先ほどから太田会長が言われているのは太田会長の個人の案としては、野田川の庁舎は水道だけであとはなくてもいいというのは個人で言われています。だけど、三つの庁舎を利用して運営していこうと思えば野田川の庁舎は地震でもつぶれない限りあるわけです。だから、あるものを利用するという原点からいけば、何も野田川の庁舎を1日も早くなくさないといけないことはないわけです。だから、町長の発言がどうも今すぐにでも、5年たったら野田川庁舎いらんというような発言になりますので、これは野田川町民も何も知っていません。それは町長の個人案です。だから、そういう意味で足立委員だけではなく、皆さんに全体で50~60人減るという意味と、野田川の庁舎をなくそうということは、まだ議論はしていません。だから、今あるものを利用していわゆるみんなが少ない経費で、多少の不便は感じながらも今あるものを最大限に有効利用しようというのが、今回の合併のテーマだということを私は言いたいわけです。

太田貴美会長：お断りしておきます。先ほどから、これは私の個人としての意見ですということで申し上げさせていただいたと思います。

足立委員。

足立経彦委員：ですから、一番最初に言いました。この3庁舎を、岩滝の20人を野田川に持っていけばそのまま使えるんです。ところが、将来的に10年後か15年後か7年後か分かりませんが、野田川の庁舎はだんだん老朽化してきますね。そこで、太田会長は個人的な意見で2庁舎になり、1庁舎にしていく流れだろうと言われましたが、将来的に庁舎を建てるだけの金があるかどうかを考えると、それが自然な流れです。何も野田川をつぶしてしまうとか、岩滝だからそう言ってるわけじゃないんですよ。

そういうふうにしてもらえないんだったらすみません、私の誤解かもしれません。だから、その二つの視点で今お金をかけないといけないのかどうか、それとも今お金をかけずにいくのかということをお話したほうがいいのではないかとということです。その後者の意見を今赤松委員が言われたのだと受けとめます。

太田貴美会長：はい、西川委員。

西川明宏委員：割って入らせていただきたいと思います。一つの考え方として将来的にはそのような方向になるのではないかと話だっただと思います。赤松委員も個人的には総合庁舎で一つでいいと思うけど、それが無理なんだということもおっしゃっておられた。そういうことを勘案すると、だんだんお金をかけていくつもりがないとお聞きする野田川庁舎が、今がそうなるということではなく、将来的にはそうなるであろうということも視野に入れて判断をしていくべきではないかという、このような話だっただと思いますが。

そのような中で、この見積書の中で細かく考えていくと、まずヒートポンプ関係とかそのような関係については老朽化等もございまして、システムとしても非常に効率が悪いということで、おそらく近い将来これは何らかの手を入れていかなければならないで

あろうものではないかと思えます。それから、きれいにプツンと分けられるものではありませんが、大きな金額が出ているわけです。電気設備と機械設備です。今、改修がどうかという大きな議論をされている中でのものというのは、エレベーターが必要なのか、会議室が必要なのかどうかということです。当然、それに伴ってBの建築工事、これも大きな数字が出ておりますが、これがどのような振り分けになるのか分かりませんが、そういったことを個別に皆さんが判断されるのであれば、そのようなことも考えていく必要もあるのではないかと。

例えば、エレベーターも今すぐに必要ないように思いますが、これからの社会の中で、例えば、岩滝町の2階に課を設けるのであれば、例えば、その課に車椅子の方がどうしていくのか。また、職員の中でもそのような方の採用も当然あり得るわけですので、そのような方の職員の移動ができるのかどうか。また、例えば、将来的に2庁舎になったとして岩滝町庁舎をそのまま使うとして、今手をかけておいたほうが融通がつくのではないかと。先ほど太田会長もおっしゃいましたように、将来的にいたのであれば、もし将来で先でいいじゃないかという話になったときには、当然、町単費で補助金があるかもしれませんが、そのような負担が目に見えて出てくるのか。どうせなら、今必要ないけどしておいたほうがいいのかという判断をするのであれば、今だったら合併の推進債が使わせていただけるわけですので、そのような意味では合併のメリットがそこにもあるのかなというようなことも感じておりますので、そのようなことも含めて議論をしていただけたらありがたいと思えます。

太田貴美会長：はい、事務局お願いいたします。

事務局長：ただいま西川委員さんのほうからこの計画に関連する具体的な説明のようなお話がございましたので、私のほうからも少し補足をして御説明をさせていただきたいと思います。各委員さん方御承知のことと思いますが、今回岩滝町の庁舎の改修計画についてはわずかばかりの職員をここに2階部分に配置するというだけで生ずる改修事業ということにはなっておりません。もちろん、それも若干経費を伴うわけですが、これは皆さん方にお示しさせてもらってないわけですが、例えて申しますと、1階部分の内部の改修工事費は1,600万円余りという見積もりになっております。それから、3階の内部の改修工事費は960万円余りという金額になっております。これらを積み上げたものがここの建築工事ということになっているわけです。したがって、事業課なり課の配置の中で、例えば、これをやめにしたとしても一つケタが違うほどの減額にしかなり得ないという状況であることを、まず御理解賜りたいと思えます。

今回、大きな改修を行うのは、基本的には空調関係、これが非常に効率の悪い古いものだということがございます。そこで、必須として電算室の工事をしなければならないわけですので、その他必須の工事がございます。このように庁舎をいじくるということになるならば、今回エアコン関係、それから高圧受変電設備、幹線設備、それからOAの配線を考慮した床の貼り替え、このようなものを一緒にやりたいということで取り組

むものがございます。例えば、空調関係をいじくるとすると、天井裏、このようなところにダクトが張り巡らさせております。このようなものを取り除いたり、ある部屋では四角い穴を空けて空調の吹き込み口をつくるというようなものについては、各部屋ごとにそれぞれ精査をしていただいて必要最小限の形で事業を展開するというような整理を、建築の技師も交え積算というか工夫をしてきたものがございます。

そして、また、機械設備なり電気設備、このようなものもすべて増員に伴う云々という改修事業費ではございません。それから、エレベーターの工事も、これは本庁機能云々ということではなく、やはり、事務所として残すのであれば、バリアフリーという観点また福祉のまちづくり条例をにらみ合わせて、当然必要になる事業費だということで、私は午前中に野田川町の合併問題特別委員会で御説明をさせていただきました。その中で、どうしても必要な経費がこれだけかかるというように御理解を願って、支援者の皆さん方、町民の皆さん方に御説明をお願いしますというようにお答えをさせていただいたわけです。

そこで、先ほど西川委員さんからもお話がございましたが、今工事をかけると、OA機器、庁内LAN、最小のものしかはわしていない状況ですので、できることなら今工事をやってしまいたい。しかも、合併推進債云々についても先般来副局長がいろいろと御尽力いただいているようでして、筒いっぱいのものお借りできるような形で展開できるだろうと。そうすると、各町の負担金も今取り組むならば最小限に抑えることができるのではないかと、こういう形で組み立てをさせていただいたものがございます。西川委員さんに御説明をいただいたわけです。蛇足になりますが、つけ加えて御説明を申し上げたいと思います。

太田貴美会長：私自身、どうしたらいいのかちょっと分からなくなってきましたが、はい、足立委員。

足立経彦委員：すみません、ケチをつけるようで申し訳ないのですが、私たちみたいな一町民からすると、3階が900万ほどと1階が1,600万円ほどで、ケタが一つ違うくらいでこれくらいのを削減したところという内容のことも中に入っていました、全体的には理解できたんですが。やはり、我が家で500万円の改修をするのに、ケタが一つ少ない50万円だからこのクロスも変えようかということは、普通は考えないですし、そういう考え方をこの合併で持ってこないとコストパフォーマンスは生まれてきませんので、そういうおっしゃり方はちょっと。訂正しろとは言いませんが、それがここにおられる3号委員さんはそういう思いでここに出ておられるのではないかなと。この2億5,800万円が1,200万円かどうかという問題で、大きいということは大きいですが、そのような観点で話をしているのではないということだけは、3号委員はそういう思いでいるということだけは、事務局長、理解してください。

太田貴美会長：はい、小牧委員。

小牧義昭委員：加悦町の小牧でございます。非常に長時間になりまして、何が論点なのか、



争点なのかが全く分からなくなって、頭の中がごちゃごちゃになってしまっているのですが。一定会長には整理をしていただいて、この問題について、どう取り組むかということをしていただきたいというふうに思うわけでございます。先ほど来から議論を積み重ねてきたということが再三にわたって言葉の中に出てくるわけですが、新町の建設計画の委員会が7回ありました。その中でもこの庁舎の問題、本庁舎をどこにするかというところから議論を重ねていき、その中にどれだけの職員が入るかということも話をしていき、そこで最終的に岩滝町を本庁舎とするということが決められたわけでございます。

その中で条件つきという言い方が悪いかもしれませんが、議会ものは加悦町役場に置く、3庁舎に総合窓口を置くと、そのように決められたことは皆さん御承知置きのことだろうと思うわけです。その協議をしていく中で、もちろん経費がどれだけかかるのか、そのようなことももちろん新町建設計画策定小委員会の中では話をしてきました。イントラネットが8千何百万円かかるのか、そのようなことも当然やってきたわけですが、新しい本庁舎を決めて、そこで新町がスタートするときに新町の改修という内容は全く検討されなかったと記憶しております。そのようなことが基本的に会長さんが言われておりました身の丈にあった合併だということで、貧乏所帯が寄り合って、それ以上は経費をかけないということが基本的な考え方というか、ベースであったというふうに、3号委員で参加をさせていただいているものはそのような認識があったと、私は個人的にはそのように認識をしております。とすれば、当然今回の庁舎を改修するに当たっての経費というのは、許容の範囲をはるかに逸脱をしているというふうな思いが否めない事実だろうと思います。

ただ、このような本庁舎を岩滝町とするという協議をしていく中で、当然首長さん方もそのような認識があっただろうと。そのような認識というのは経費をかけない、加悦町の町長にしてみれば、当然その経費はかけるべきではないという御認識を先ほどもお聞きしたわけですが、しかるなら、この2億幾らという経費がなぜ上がったのかということが一番のポイントになるのかなというふうに思うわけです。2億幾らをどうしても岩滝町長さんはかけなければいけない。これは最低限必要だと言われる。一方では、そんなにかける必要はないと言われる首長さん。いや、将来にわたって必要になるのではないだろうか？とあいまいな発言の首長さん、というようなことが言えるのではないかと。

そのようなことをわれわれが聞いておりますと、一体どれをどう判断すればいいのかと思うわけですが、要はこの2億幾らというこの原案が出てきた背景には、この組織機構を実施をするがためには岩滝庁舎を本庁舎とした場合にどうしてもこれは必要だと、最低限必要だというようなことから出てきたのか、あるいは、あぶくのようにポコッと浮き上がったのか、その辺は分かりませんが、いずれにしてもこのようなところに上がってくる以上は当然この組織・機構を実施していくために必要だということでこれは出

てきたのだらうと私は認識をしているわけですが、そうであったならこの組織・機構を見直しをすることによってこのかかる経費をかけないという方向のことを考えていくのも一つの道ではないかと思うわけです。

先ほど来、今田委員さんから、小長谷委員さんからも出ておりましたが、この場に至ってもう一度まちづくりの策定小委員会へ戻して、庁舎に何人入るか、将来を見据えてどうするかというような、そんな段階ではないだらうと思っております。そうであるなら、どう判断をして、これに経費を本当に皆さん方がかけるのかどうか、あるいは許容の範囲がどの金額なのかということまで絞って話をされないと、いつまで経っても終わらないというふうに思います。どうしても岩滝町長さんがこれが最小限だとおっしゃっているわけです。加悦町の町長は、これはもう少し検討する必要がある、最小限のところまでもっとというふうに言われております。そうすると、どこで擦り合わせをされるのか、われわれ委員としてはこの提案されたものが幹事会を通り、首長会を通り、この机の上に上がってきているのだらうと認識をしているわけですので、出てきた資料が首長さん、3者の中で意見が相違をして、その中で意見を求められたというふうになると、直視をしてそれが必要なのかどうか、これは委員がどちらかを選択をするということになるだらうと思うわけですので、白黒ははっきりとさせられるのか、そのあたり論点、争点を整理をしていただいて議事の進行をしていただけたらと思います。以上です。

太田貴美会長：会長の進行がまずいもので、皆さま方に堂々めぐりをさせていただきましたが、会長そのものにも意見を求められたりということもあったもので、おかしいことになってしましまして申し訳ございません。今出ていましたように、皆さん方に御協議いただきたい内容は、この81号でも出ておりますように、事務組織及び機構の取扱いに関するということと、先ほどおっしゃいましたように本庁は岩滝町、議会は加悦町、そして各町に地域振興課を置くという内容のものでございます。その中で、もう少し課の配置によっても違ってくるのではないかと、どこの町にどのような課が入るのかということをお示しいただきたいということで、前回もこの組織・機構の案を出させていたわけですが、その中で、若干やはり、財政的なことも考え、あるいはそれぞれの町のキャパも考えた中で移行する必要があるのではないかとということで宿題があつて、今回それらの金額的なことも整理し、内容的なことも整理し、これも合わせてここに御提示させていただいたところでございます。

ですから、この案について金額的なことは別として、提案しております新町の組織・機構案、そしてその行政機構図等、このことについて皆さん方に御賛同いただけるものなのかどうか。そこへ行くと、また金額的なことも含めて堂々めぐりになってしまうわけですが、その協議については、皆さん方の御判断がいただきたいと思ますし、先ほど出ておりましたようにそれぞれの町長の考え方が若干違うのではないかとということもございました。それは、本庁をどのように改修していくのかというところでの、お金をかけないのかどうかというところの議論にならうかと思ますので、その件につ

いては再度首長会を持ってきちんと論議をさせていただいて、来週あるいは10日後ぐらいにもう一度委員の皆さん方に御報告をさせてもらうという格好で進めたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

はい、廣野委員。

廣野安樹委員：廣野でございます。一番最初の私の発言からだいぶ議論が横道にそれたというか紛糾していると思っておりますが、これを出された以上は十分事務局のほうも検討され、そして首長さんも理解をされて出しておられると思っております。その中でこのようなそれに付随する庁舎の改修というようなことも十分金額等も練られて、そして提出された書類であると思っております。それがまたこのような形で見直しかということになると、また同じような結果を生むのではないかと思いますので、本当に機構について、首長さん方は十分検討をされて、組織の機構を検討されていると思っておりますので、これがまた見直しとなると、結局何を検討されたのか、また委員さんが議論をされたらまた変わるのかというようなことに私は危惧するものでございますので、できれば本当に今度のやつ、機構改革を見直して、予算の概算の見積もりももう1回出してくるということが確約できるなら継続にさせていただいても結構だと思っております。

太田貴美会長：先ほどの小牧委員さんの御意見はここではっきりしろということでした。この提案をしてこられたのはそれぞれの3町の町長がされたのだから、この件について賛成か反対かきちんと採れということでしたし、それも一つの方法だと思いますし、今私が申し上げたように、組織・機構については、おそらく御異論がないのではないかと、それも全体から見直せという御意見もございましたが、それらも含めてという考え方もあるかと思いますが。

それでは、はい。

廣野安樹委員：その件については、新しい庁舎、いわゆる与謝野町の新庁舎が3月1日からスタートするという段階において、これだけの改修がもし必要ということになれば、早急にかからなければおそらく間に合わないのではないかと、私は思っております。

本当に今度出されるのがこのような皆さんの委員の方が理解していただけるような提案になるのか、そうでなければまたもめて紛糾するようなことにならないように是非お願いしたいと思っております。

ということは、3人の町長がもう少しきちんと意見が合うような形で提案をお願いしたいと思っております。

太田貴美会長：はい、小西委員。

小西英雄委員：すみません。私どもの意思の確認というか、3町の町長会、助役会も含めてやっているわけですが、この各庁舎への課の配置、これについてはきちんとこれでいきましょうということで確認はいたしました。ただ、関連をして本庁舎の改修について、これについてはまだ3町での合意ということには至っていないということです。だから、このことについて、うちの特別委員会のほうでこのことを議題としてという御意見もあ

りましたが、これはあくまでも合併協議会での協議事項として、少しなじまないのではないかと申上げて、課の配置計画と関連して、前回の合併協議会の中でこの改修の関係について漏れ聞くと大規模改修があるとか言われているので、それに対して資料をきちんと出さないと、そうした中で配置計画をちゃんと議論をしたらどうかということで、配置計画そのものについても継続審議になった、今日出したと。これはあくまでも継続というか、われわれの確認ができていない段階での参考として、今の時点での資料ということで出していると私は思っております、そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

先ほど太田会長がおっしゃいましたように、庁舎間の各課の配置計画、これをお認めいただいて、そのことを受けて岩滝町の本庁舎をどうするかという改修の問題については、このような配置計画を受けてのことにもなるわけですので、それを最小限に絞れるような形にはどうすればいいのか、3町の首長間の意見が、皆さんからどう思っているかと言われましたので言いましたが、そういうことで今後継続協議する中で確認ができればいいなと思っております。その確認をするためには、皆さんのこのような意見をいろいろ聞いた上でちゃんとする、このような前裁きをすることが大変私どもとしてはありがたいと思っております。

先ほどの西川議長さんもこのような合併協議会の中で予算というのは議会ではあるのだけれども、合併協議会の中で前裁きというか前段の議論をしていただくのがいいとおっしゃられた。当然、本筋的な御発案でそういう方向で行くならば、次のこういう空気を受けて3町の首長会を持ったらいいいと思っておりますので、理解がいただきたいと思っております。

太田貴美会長：私がちゃんと説明ができなかったので、フォローをしていただきましたが、言ってることは同じことでございます。

はい、伊達委員。

伊達義明委員：野田川町の伊達でございます。いろいろと機構の配置の件、岩滝庁舎の改装の件でいろいろと議論がされております。この場所で採決なり方向づけなりをされるのは非常に困難なように思われますので、日程的なこともございますが、合併協議会、小委員会の中で新町計画の委員会がございますので、その中にこの案件については継続とされまして、御苦労さんですが、そのメンバーの中に3首長さんもおられますし、議長さん、3号委員さん、11名の委員さん方でもってある程度方向づけをしていただいたほうが進めていただく上ではいいかと思われますので、その点も合わせて御協議願えればありがたいと思っております。

太田貴美会長：今、伊達委員さんからお話ございましたが、この合併協議会の役目は合併をするかしないか、またそのためには、するのであればどのような形をするかということでございます。はっきりと合併をするということが決まっておりますし、これだけ全体の中で協議をしております。時間的な制約もある中で、先ほど御意見がございませ

たように小西町長からの御提案もございました。この協議事項になっております新町の組織・機構、そしてこの新町の行政機構の内容については3町長とも一致いたしております。そのような意味でこれについてはこの協議会でお認めいただくと。異議があるということなら、異議ありということになるかと思いますが、それらについては本日もきちんと整理がさせていただきたいと思います。

そのような方向でさせていただいてよろしいでしょうか。

赤松孝一委員：異議あり。

太田貴美会長：はい、赤松委員。

赤松孝一委員：私は何度もここで意見を申しましたように、特別委員会ではこの配置を考えることによって改修の予算も変わってくる。だからすべてが絡んでいるわけです。だからそのような意味で時間がないとか、せっかく積み上げたとかありますが、町民のためにいい方向に変わるならばいくらでも改善が必要だと。そのような意味で教育委員会だって変わったわけでしょう。そういう意味で、やはり、いい方向に変わるならば変えたほうがいい。だから、私はこの場で今、そのような形で採決を取られても私自身はやはり、議会に持ち帰らないと、議会の代表として来まして議会の中ではすべてそのようなものを関連してお話しているわけで、それとは全く別に動いているわけではないのですから、それはよく会長も判断をしていただきたいと思います。

太田貴美会長：はい、小牧委員。

小牧義昭委員：加悦町の小牧です。質問ですが、まず先ほどもお話をさせていただいたのですが、この改修案が出てきた発端です。それを事務局のほうから結構ですので御説明をいただきたいのですが、どのようなことから、この改修案というものがでてきたのか。私が理解しているのは、この組織機構に合わせた人員配置をするがために必要だということによってこのように検討をされたのかなと理解をしたのですが、そのあたりは1点お聞きをしたいと思います。

もう一つ、2番目には、冒頭に細井委員さんのほうから京都新聞のお話がありました。その時に事務局から岩滝町が当番町というようなお話がありました。例えば、この庁舎の改修については、岩滝町の議会が当番町ということで右に倣えで加悦や野田川は負担金を分担を願うということになるのか。先ほどの電算システムのことでお話があったのですが、岩滝町が当番町ということになってたわけですが、そのような負担はどのようにされているのか、どうもよく分かりませんので。野田川町の議会は絶対に反対だとおっしゃっていても当番町の議会で確認されればそれで終わりというふうに、私は理解をしてしまったのですが、そのあたりもよく分からないものですから、その2点教えていただきたいと思います。

赤松孝一委員：関連。

太田貴美会長：はい、赤松委員。

赤松孝一委員：今おっしゃった中で、先ほど来、小西町長は……。今、どういう形で出た

と言われましたね。だから私も確認するのですが、小西町長はこの課の配置については理解をしています。しかし、この金額についてはまだ合意していませんとはっきりおっしゃっているわけですね。だから、合意していないものも出ているわけです。だから、そんな時点でこれはこれ、あれはあれとここで採決をするのは暴挙でありますので、まだ首長さん自身が合意されていないという事実の中で皆さんも判断をしていただきたいと思えます。

太田貴美会長：はい、事務局長。

事務局長：この岩滝町の庁舎の改修計画が出てきた経過ですが、これは本庁が岩滝町にということが固まった時点でエレベーター等の計画を岩滝町で立てられたものだと思います。そのエレベーターの新設、これは本庁でなくても本来必要なものだろうと思えますが、これを手がけるに当たって、いわゆる本庁としての機能を満たすために、これはOA機器類などの集中管理、このようなものも入ってくるだろうと思えますが、このようなものを含めて岩滝町においてコンサルに委託をされて計画を煮詰めて来られた、積み上げをされてきたということでございます。

そのような動きというのは聞かせていただいていたわけですが、岩滝町の具体的な改修事業費、このようなものは先月くらいまで上がっておりませんでした。これは逆に言うと野田川町の議場を教育委員会にという事業計画もその時点まで上げていなかったわけでありまして。それらを踏まえて野田川町の議場の改修計画についてはやめにするというような形で確認をいただいたわけでございます。

それから当番町云々ということでございます。いろいろな準備、経費を積算いたします場合、本当に細かいものから大きなものまで全部当番町を決めて責任を持って予算計上をする。ほかの町は負担金を払うという形で積み上げをしてきております。ところが、この庁舎の問題については、これは岩滝町の改修については岩滝町がやはり、事業主体でやっていただかなくてはならないだろうと思えます。ほかの町は負担金を払います。先ほど来、そのようなことに触れたものがありましたが、野田川町なり加悦町の改修の計画、これについては極端な大きなものは度外視をして、部会で積み上げて事務局のほうで現在整理をしているという状況になってございます。これをもし、実行するとすれば、野田川町の分は野田川町が当番町、加悦町の方は加悦町が当番町という形で予算計上し、ほかの町からは負担金をちょうだいするという形になるわけでございます。

今、小牧委員さんの御指摘の点は極端な話、当番町が予算計上し執行するという形になると、歳入のほうでは負担金を計上しているわけですが、歳入予算が例えば、お認めになれないという場合にはそこに歳入欠陥が生じてきます。当番町がそれを負担してかからなければならないと、このような形になろうかと思えます。できることなら、当番町が予算化をする時点で合わせて、負担金の支払いをするほかの町でも議会に対しては十分な説明をする、ないしは合わせて同時進行で予算計上をするという、そのような配慮が必要になるのではないかと私どもは考えております。

太田貴美会長：はい、栗田委員。

栗田誠一郎委員：今の事務局長の説明ですが、この庁舎の改修については、例えば、合併推進債を当てるとすると、合併推進債というのは3町が協力をして事業をやるということについてつく起債なんです。その条件としては、3町が負担金を持たないとその起債は認められません。3町の負担金というのは、必ずそれぞれがお認めにならないと推進債が当たりませんから、当番町だけがどうこうという問題ではないということで御理解いただければと思います。

それから、議論の進め方ですが、何度も言いますが、組織機構の話が進まない就先に行かないので、ここは結論として先送りをするならするでもいいのですが、基本的にこの部分を決めていただかないと次の議論ができないと思っていますので、ここはひとつ御議論いただいておりますとありがたいと思います。

太田貴美会長：はい、小長谷委員。

小長谷啓介委員：少し疲れましたが、もうそろそろ、これはどこの課をどうの云々と言ってもどこが変わってもまたこれはおかしいという云々になるので、提案されておりますようにこの事業組織、配置については、今日結論を私は出していただきたいと思っています。そして、今までどんどん出ておりました最小限の経費というところはどんどん詰めていただいて、効果が上がる方向にがんばっていただきたいと思いますが、この部分はどこをいらっても私は一緒だろうと思います。是非とも、決を採っていただきたいと思っています。

赤松孝一委員：隣り同士で違う意見を言ってもおかしいのですが、やはり、先ほど言いましたように、まずこの件に関しては3町の町長さんが合意されていないという点が一つ。それから、どこに何が行っても同じではないということ、これは野田川町に何が来るとか、今いちいち言いませんが、これはちょっと変わることによって、やはり、パイは変わってくるということがありますので、どうか今、3町の首長さんがもう一度意見を出される、そこに助役さんや誰がおられようというのですが、もう一度これは。今ここで決めたら、これはずっと末代になりますわね。本当に大変なことですので、特に2億何千万円もというお金を説明では各町2,000万円と言われますが、2,000万円は大金です。おまけに合併推進債と聞こえはいいですが、借金です。金のないものがお互いに身の丈にと、全く違う行為です、これは。辛抱できるものは辛抱する、だから、そのためにどう配分するのかと、もう一度責任ある方々に考えていただきたいと思っていますので、もしもここで決まらないのなら継続をお願いしたいと思います。

太田貴美会長：いろいろと御意見がございます。提案を申し上げておりますのは、先ほど小西町長がおっしゃったように本日の議案になっております1ページ、2ページの部分について皆さん方にお認めがいただけるかどうかということですが、今、決を採るべきでない、決を採るべきだという御意見がございますので、本日、この件について決を採ることに賛成かどうかをまず採らせていただきたいと思っています。

この内容について、協議事項について……。

はい、はい。

小牧義昭委員：すみません、話を折るようで申し訳ないのですが、加悦町の小牧です。先ほど事務局にお聞きをしました、その時に本庁舎に岩滝町がなったということからこの案がなされてきたというふうに説明がありましたが、そうすると、課の配置のための改修ではないというふうに理解させてもらってもよろしいのでしょうか。私は課を70人入れるのにキャパがないので改修もし、その改修と同時に少し本庁舎を本庁舎らしくということでお考えになったというふうに、それならば少し考えなければいけないなと思ったのですが、職員の配置の人数とかそのようなものを全く考えずに、最初からこういうふうに行こうというような考えでされていたということであれば、いかんせん納得のいかない部分なので。

例えば、今この機構を賛否を採って、これで行きましょうと仮になったとします。そうすると、この機構をそのままそっくり岩滝町のこの庁舎に入れようと思うとどうしてもこれだけかかりました、かかるんですというような話の持っていき方というか、そのようになってしまうのかなと思えてならないんです。それで先ほど事務局に確認をさせていただいたのですが、それでもそのような職員の人員のためというお話が全く答弁いただけませんでしたので、いかんせん納得できないということが事実でございます。そのようなことも考えて、この場で決めるのかどうか。私は先ほどこの場で決めるべきだと申し上げましたが、もう少し検討したいな、時間がいただきたいなと思います。

太田貴美会長：はい、伊達委員。

伊達善弘委員：継続かここで決めるかという話になっておりますが、しかしながら、この2億5,000万円というのは大金であり、加悦町、野田川町、これは賛同が得にくいという事態があります。それで、課も勿論関係します。例えば、岩滝町の3階の改造等についても果たして必要かどうか、その辺も含めて再度トップで話し合っていていただいて、継続ということで、できるだけ早い時期に再度出していただくということが妥当であろうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

太田貴美会長：ということは、この庁舎の問題、組織の問題並びに工事費も含めてということですね。実際のところ、こんなことを言うと失礼かもしれませんが、協議会にどちらの方向に決まりました、各町での議会の議決が最終的にはある、もちろん予算の伴うものはあるということは御承知だというふうに思います。そのような中で協議会の皆さん方の御意見がどうなのかということが大事になると思いますので、個々の皆さん方それぞれ意見が違うようですが、本日、これでこのセットという考え方もあるでしょうが、私の今申し上げましたのは、この機構内容については3町の町長は確認をしておりますので、この案についてはお認めいただけるのかどうか。それについての決を採るべきかどうかというところを再度お聞きしたいと思ひます。

はい、足立委員。



足立経彦委員：すみません。赤松委員も先ほどから言われていますが、例え次回に延ばしたとしても、この町長間でこれが合意されてそのまま出てくるということは、この改修費は使いますよという前提のもとに出てくるということですね。

太田貴美会長：どちらにしても改修は……。

足立経彦委員：必要だと。

太田貴美会長：必要最小の改修は必要でしょうね。

足立経彦委員：ですから、町長の3名がこうですよと言われたときには、町長3名の間で改修はしますという意味をここで表示されてそれでどうですかということになると思います。ですから、今回延ばすのもいいのかもしれませんが、想像でものを言わせてもらいますが、岩滝町の町長の元には企画財政が必要だろうと。都市計画なんかも考えていくと企画財政と建設課というのはペアで必要なんだろうと、そして総務と会計室は必要だということ。商工観光というのは、京都府の考え方が今は観光という視点を海、橋立の海を考えているということで商工観光は岩滝にあったほうがいいのではないかとことだと思えます。これはあくまで想像ですが。建設、農林、上下水道が分かれているというのは、もしも災害が起きたときにはある程度技術屋というのは分かっていたほうがいいのではないかとこと、分かれているのかなど、あくまでも想像ですよ。そして、加悦の庁舎は福祉課、保健課というのは元気館があって、そのようなところで企画を練るのは離れててもいいのかもしれませんが、このようなものを有効活用する事業をするにあたって、やはり、その課の人が近くにおられたほう動きやすいということもあるのだろうと、というようなことではないかと。税務課というのは、消去法でいくと税務課は野田川に来て、町民課である住民環境課と税務課というのは、やっぱり一緒でないとかんじやないだろうかと、というような考え方、あくまでも想像ですが、そのような考え方の元にこのような振り分けをされて、町長間で合意をされた。その上で、先ほどの3町の庁舎をどう使っていくか、将来的にどう使っていくか、人員が51人なんて、人員削減の計画が立っていないというものの将来減らしていくという前提の元に考えていくと、この配分にしてそれに見合ったものを器として準備せなあかんだらうと考えられたと思えます。

それを次回どうするかと言ったときに、町長がこれをゴロツと変えてこられるのか。変えて来られるとすれば、先ほど赤松委員が言われたような一銭も、できるだけお金を使わないような形で、今あるキャパに入れるような配分にしてくるか、それともこの形で出てくるかどっちかだと思います。そうなったときには、改修費を使うのか、使わないのかの是非をこの場で問うことになると思うので、これとこれが切り離せるようには思えないです。

私は今日、それをここで改修費を使うべきか使わないべきかという是非を皆さんに問うて、延ばさないといけないことはないと思いますが。

太田貴美会長：はい、新田委員さん。

新田栄一委員：私は継続をお願いしたいと思います。やはり、この機構の問題はこれをい  
らしてもらわないと金額的に変わらない場合もあるだろうし、是非、この辺を考えてい  
ただきたい。町長方はこのようなことで確認されたということですが、私たちの意見は  
聞いておられないはずで、今日、こうした思いは。

太田貴美会長：いえ、前回もどこにどうということではなかったですが、やはり、見直す  
べきだということで見直しをかけた。

新田栄一委員：そうですが、これだけ白熱した意見は出ていませんでした。やはり、もっ  
と真剣に聞いていただいて、判断をしていただくのが、私たちが信頼しているという、  
その上に立っておられるわけですね。やはり、それぐらい十分吸収していただきたいと、  
自分の思いとかそのようなものを殺してでも、やはり、住民の思いを上げていただかな  
ければというふうなところから考えると、やはり、これはもう1回考えていただきたい  
と。今日、これだけやっているのですから、なんとかかひとつ継続でお願いしたいと思  
います。

太田貴美会長：なかなかお1人お1人の意見を聞いていると判断しかねますので、継続に  
するのか、本日ここで決めるのか、それについての賛否を聞きたいと思います。よろし  
いですか。

本日、決を採るべきだというお考えの皆さんの挙手をお願いいたします。

これは半数でしたか。

●●●委員：どちらの決ですか。

太田貴美会長：今日決めたい、決を採るべきだと。

再度お願いいたします。

本日、協議第81号について賛否を採るべきだという、まだ賛否を採っていません。賛  
否を今日決めるべきだという皆さんに、賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。今日、  
決めたらいいというお考えの皆さんの……。

これは過半数でしたか。議決、賛否を採るのはどうだというのはどうでしょう、過半  
数ですね。そしたら今、何人、出席。20人と私を入れて1人。

一応、過半数をもってとさせていただきますと思います。21人の14人ですか。

もう一度させていただきます。今、出席人数が21人です。これは賛成か反対かの賛否  
ではなく、今日でこの議案を継続するのか、本日決を採るのかという賛否を問うており  
ます。本日、決を採るべきだというお考えの方の挙手を先にいただきましたが、過半数  
で持って決したいと思います。

再度、申し訳ないですが挙手をお願いいたします。10人です。

これを継続すればいいという方の挙手をお願いいたします。10人。

ということは、保留ということはないということですね。どちらかに決しられたとい  
う、10対10ということですが。

一応提案しております、できれば本日この協議事項については賛否を聞きたいという

ほうに賛成をさせていただきます。

赤松孝一委員：すみません。今、会議中でありますので、全議員来ていますので時間がすぐ取れますので、やはり、議会へこのような 10 対 10 ということも含めて報告をして、やはり、もう一度そこで議会の意見を聞いてというような時間はいただけないでしょうか。

というのは、議会の意見で行くならば、これは反対に回らざるを得ないわけです。そういうこともありますので、もしもあれでしたら穏便なところでそういう配慮がしていただけると私は思いますが。

太田貴美会長：悩ましいところですね。

議会はある意味今後予算を上げますときに論議をしていただかなければならないときがあるわけです。今日は 3 号委員さんたちもおいでになる中でのあれですので、いろいろな御意見が出ましたので、そのことについては議会に皆さん方が御報告されることだと思いますし、このことについて、まだ分かりませんので、継続して審議すべきだ、この内容と分けてその後については金額的なことも含めて 3 町の町長できちっと話をして方向性を見出すべきだ、という今二つの意見になっていると思います。

はい。

西川明宏委員：仮に、僕は今日決するべきだとのほうに手を上げましたが、これが今日決するところまでいって、仮にあかんということになった場合は、どうなるんですか。

ということは、要はおのずとその時点で継続になってしまうわけですね。

太田貴美会長：そうですね。

西川明宏委員：これを新しくやり変えるわけですから、また新しいのが提案されてきて、これでどうですかという話になるわけですね。

ですから、継続なのかどうなのかというのは、ちょっと。

太田貴美会長：賛成か反対かだけになりますね。

西川明宏委員：そちらのほう筋というか。その辺が、もしそうなった場合は継続になるわけですから。

太田貴美会長：そうですね。

西川明宏委員：その辺が分からないんですが。

太田貴美会長：今、赤松委員さん、西川委員さん、それぞれの議会の委員さん方からのお話ありがとうございました。これだけ長い時間をかけてお話をさせていただきましたが、結論が出ないという、それも決を採るか採らないかも僅差だったということですので早い時期に……。

西川明宏委員：打ち切るのか、決めるのかですね、今お聞きいただいて。

太田貴美会長：そうですね、決し方は。協議を打ち切ってこの案で行くのか、決めるのかということですね。

はい、今田委員。

今田博文委員：私は当然継続するべきだということでそのほうに賛成をしたわけですが、今日、いろいろな意見が出ました。その中の配置まで今後は考えてやるべきだという意見もあるわけですが、基本的には、私はニュアンスとしてはこの機構の提案については大筋での了解、理解はなされているのではないかと。そりゃ、一部にはもう少し慎重に考えとか、こうすればここをいらわなくてもいいとか、いろいろなことはあるわけですが、大筋というか、基本的にはこれで納得というか合意が採れるのではないかと思います。ですから、今問題になっているのは、改修費が高すぎる、こんな改修は認められないということで紛糾しているのですから、そのことさえ次のときにきちんとけじめというか、今日の意見なり雰囲気を感じて最小の改修で提案をしてもらったら、こんなものはすんなり通るんです。ですから、私はそのこともセットだと考えておりますので、是非これは継続にすべきです。そして、10対10の同数です。こんなことは会長、絶対に慎重に判断をされるべきであろうと思います。

太田貴美会長：今、ございましたように、それではこの件については日にちは設定できませんが、早い時期に再度合併協議会を開かせていただくということで継続の協議にさせていただきますと思います。

10対10ということであって、会長の判断にということになったので、今いろいろと御提案がございました。また各議会の雰囲気等もございましたので、例えここで通っても議会で通らないということが起こりうる可能性がありますので、そのような中でもう一度継続をし、あらかじめこの内容については、今御判断いただいたという今田委員のほうからもございましたので、改修の内容をどうするのかというところをもう少し詰めた形で再度皆さん方に御提示がしたいということで御理解をいただきたいと思います。

はい、西川委員。

西川明宏委員：岩滝の西川でございます。会長の判断でそのようにされるのであれば、それに従いますが、少し改修のほうにばかり議論が集中して、肝心の組織機構の意見が差し控えていましたが、もういいかなと思ったので少し……。前回の話の結論というか結果の報告がございませんので、前回、せっかく新町になるので、一つの目玉として行財政改革推進課ができたらいのんという意見があったのを、どのようにされたのか。もう1点は地域振興課、岩滝については総務課で包含ができないかという意見があったのをどうされたのか。もう1点は、加悦町のほうからCATVを課にしてほしいがどうか、少なくとも係にしてほしいという部分が今回上がっておりませんが、その話がどうなったのか。その辺の部分。

それから、各支所の責任者というか、そのような方が最終的にはどうなったのか、その辺の前回出てきた質問なり要望に対する答えが出ておりませんので、その辺の答えをいただきたいと思います。

太田貴美会長：はい、それでは、10分間休憩いたします。

<休憩>

太田貴美会長：再開したいと思います。先ほどの質問に対する答弁を事務局からお願いいたします。

事務局長：西川委員さんのほうから四つばかり御質問をいただいたと思います。お答えをさせていただきます。まず、これは足立委員さんの御意見だったと思いますが、行財政改革推進課というようなものを設けるつもりはないのかという御指摘を以前いただいたことがございます。この件については、一つの課の分掌というか、主な事務局内容の中に掲げておりますように、行政改革という位置づけの中で対応がしていきたいという考え方を持っております。ほかの方からの御質問があったと思いますが、例えば、公共施設の統廃合みたいなものを見直しをしていく必要がある。それから、職員の定数の問題、このようなものを一切含めて行政改革大綱というものを御議論いただく組織を合併と同時に立ち上げていく必要があると申し上げておりました。これを、外部の方々だけの委員会ともう一つは内部でそれを検討するような組織、これを並行して考えてまいりたいというように考えております。したがって、行財政改革推進課というような特別の課のくくりは想定いたしておりませんが、機能の中でこのようなさばきをしてまいりたいと考えております。

それから、岩滝町の地域振興課を総務課の中に包含してはどうかという御意見もあったように記憶をいたしております。これは、野田川町の合併問題特別委員会の議論の中では、逆にそれぞれ地域振興課を三つの機能を同じにするという形を取ることで連携もはかれるということも出てくるのではないのかという御意見を承ったこともございます。したがって、特に総務課に包含するという形ではなく、岩滝町にも本庁機能がない部分を地域振興課で補てんすべくこの組織を設置したいと考えているところでございます。

それから、加悦町の委員さんからCATVの業務について係に位置づけてはどうか、そこまでしていただきたいというような御意見をいただきました。この関係については首長会でズバリ御検討を願いました。係に昇格させる必要はなかろうという御意見で、業務としては企画財政課また加悦町地域振興課の中にその機能を持たせるということで、ひとつ御勘弁願いたいと考えております。

それから、それぞれの庁舎の中に本庁機能を持った課と地域振興課と複雑な組織になるわけですが、この中であって、それぞれの建物の中の責任者はどうかということの問いかけがございました。この件については、一定整理をさせてもらっていますが、町長の職務執行者を決めて行くようなそのような規則なり規定もございます。このような中で、例規の中できちんと位置づけをする方法ないしは辞令の中で、誰々についてはその所属長を命ずるというような形でもって一定整理をするというような形で、例規ないしは辞令の面で明らかにしていくという形でもって位置づけをしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

太田貴美会長：それではよろしいでしょうか、

ほかにないようでしたら、協議第 81 号については、継続協議とすることよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

太田貴美会長：異議なしということで継続といたします。

それでは、協議第 83 号 自治会行政区の取扱いに関すること（その 2）についてを議題といたします。事務局からお願いいたします。

事務局長：協議第 83 号 自治会行政区の取扱いに関すること（その 2）についても、前回継続協議となっておりました。このときに御議論いただきましたポイントとしては、一つには岩滝町に連合区長という方がおられます。この方に報償費をお支払いするという事についていかがかという御意見が一つあったかと思えます。この件については、岩滝町にお持ち帰りになって御検討をいただきました結果、連合区長には報償費を支払わないという形で一定整理をさせていただきましたので、この協議会での御議論に合うのではないかと考えております。

それからもう 1 点、自治会に対して文書の委託料なり、このようなものをお支払いをするわけですが、この支払い方法についていろいろと御意見をちょうだいいたしました。区長の報酬を直接払うのか、また委託料に含めて全額を払うのかというようなことがございました。その中で、私どもはあやふやな答弁を申し上げまして御迷惑をおかけしたわけです。一つ考えられたのは、加悦町におかれては、区長の報酬は上がるが事務のほうの委託料が大幅に下がるという状況を勘案して臨機応変にとか、様子を見てというような考え方を持っていたわけですが、これも加悦町にお持ち帰りいただき、区長さんの報償費については直接お支払いをさせていただく。源泉徴収もきちんとさせていただいた上で、支払いをする。そして、文書の委託料については、科目は委託料の科目でもって各区にお支払いをさせていただくという形で全町統一をするという形でまとめさせていただきたいということでございます。これもこの協議会での御議論に合致するのではないかとということで、本日この協議第 83 号について御協議の上、お認めいただきたいということで再説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

太田貴美会長：何か御質問がございますでしょうか。

はい、今田委員。

今田博文委員：今、説明をいただきまして、異議がないわけですが、ひとつお願いをしておきたいと思えます。特別委員会でもうちは出たわけですが、今説明がありましたように加悦町の場合は報償費が下がる、そして区長報償費が上がると。総額、トータルで確保をしていただいたという経過がある中で、加悦町の区長報償費というのは非常に低い。現在、各区から各々の裁量で 15 万円、16～17 万円が普通だろうと思うわけです。したがって、報償費が減るということは、区長報償の中から区に持ち出しをされる区もあるかもしれません。どうなるか分かりませんが、もしされた場合、24 万円に対しての税金

を取られているわけですから、そしてその中から5万になるか、6万になるか分かりませんがそれを区に持ち出しをされるということは、実際に自分の報償が少なくなるのに税金は払っていかなければならないということになりますので、その辺いい知恵がないかと思っておりますし、委員会でもそのような御意見が出ました。今どうこうというわけではございませんが、是非そのような場合の措置の研究というか、そのようなことをしていただければと思いますので、お願いだけしておきます。以上です。

太田貴美会長：御事情は分かるのですが、区長さん方からの御意見も聞いた上で判断させていただきますので、その点だけは御理解いただきたいと思います。

それでは、協議第83号 自治会行政区の取扱いに関する事（その2）について、御異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

太田貴美会長：異議なしということでお認めいただきました。

それでは、協議第84号 各種事務事業の取扱いに関する事、下水道等事業（その2）について、を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局長：御提案を申し上げます。協議第84号 各種事務事業の取扱いに関する事、下水道等事業（その2）について。下水道等事業（その2）について、次のとおり協議します。平成17年9月21日提出、合併協議会会長。

四角の中、（1）加悦町、野田川町設置の合併浄化槽設置整備補助事業補助金は加悦町を例として合併と同時に統一します。

以上御提案を申し上げます。次のページをご覧ください。個表を掲げております。

これは合併処理浄化槽に対する補助事業の実態を掲げたものでございます。岩滝町にはこの制度はございません。すべて公共下水道でという形になっております。加悦町に260基の全体計画がございます。そのうち28基が既に完了したと。それから、野田川町では45の計画基数がございます。そのうち2基が完了したということでございます。

そして、補助事業対象区域ですが、加悦町では公共下水道計画区域及び農業集落排水区域を除く合併処理浄化槽の普及を促進する区域ということになってございます。野田川町では下水道計画区域外ということでございます。補助対象人槽については加悦町、野田川町に差異がございます。それから、その次も区分なしと、野田川町では区分をいたしております。それから、上乗せ補助の内容について差異がございます。これらを一番下のまん中ですが、一番最後のところでございます。合併までに制度を創設するという形で既に確認をいただいていたものですが、改めてこの内容をまとめましたので御提案をさせていただくものでございます。

その内容というのが6ページに掲げたとおりでございます。別紙としておつけしておりますが、補助対象人槽については、人槽区分なしとしたい。それから、住宅、被住宅による補助対象、被対象の区分は区分なしとしたい。上乗せ内容については、10人槽以下の専用住宅のみに町の上乗せをしたい。専用住宅以外には、町の上乗せはしないとい

うことでございます。金額的には5人槽の場合で町の上乗せ額は252,000円、7人槽で338,000円、10人槽で531,000円ということでございます。この金額は現行の加悦町の制度そのものでございます。以上御提案を申し上げますので、御協議いただきましてお認めいただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

太田貴美会長：この件について、何か御質問ございますでしょうか。

はい、廣野委員。

廣野安樹委員：廣野でございます。事務局のほうにお尋ねをしたいと思います。野田川町では10万円以上の上乗せをしないということで、今度252,000円ということになるわけですが、152,000円アップということで随分金額が大きいなと思っているわけですが、なぜ加悦町のほうに合わせられたのか。それから、また近隣のそれぞれの市町村があるとありますが、これに対する上乗せ額の負担はどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

太田貴美会長：事務局。

事務局：加悦町の芋田でございます。野田川町の10万円と今回提案させていただいております加悦町でありますように上乗せ分252,000円というところで差異があるのですが、今回加悦町のほうを採用したというのは、基本的に下水道区域については分担金だけを支払っていただくということです。工事費については全部町で執行しますので、分担金だけをお世話になっています。やはり、合併浄化槽の区域も下水道区域も今度与謝野町になれば、同一の負担ということをお前提としておりますので、合併浄化槽の区域だけを多くの負担にならないように分担金だけを負担するならこのような形の上乗せ分も必要ではないかということでもあります。

それから、近隣のということですが、上乗せ分、福知山市は10人槽では419,000円、7人槽では175,000円、5人槽では34,000という形になっております。近隣では、そのあたりが近隣でありますし、京都市については、1人槽につき6万円とするということで1軒につき60万円を限度としますので、例えば、京都市で言うと、10人槽であれば60万円、7人槽で42万円、5人槽では30万円ということになっております。以上でございます。

廣野安樹委員：市ではなく町村で、この辺で類似するような団体がありましたら教えていただきたいんですが、京都市や福知山市ではなく。

事務局：伊根町においては、8人槽から10人槽で10万円ということです。それから、三和町では5人槽が154,000円、7人槽は268,000円、10人槽は612,000円ということになっています。夜久野町は5人槽が165,000円、7人槽は322,000円、10人槽は625,000円というようになっています。

野田川町は今10万円とありますが、その場合は分担金は別個でお世話になるという形のようです。

廣野安樹委員：町村の近隣の三和町、夜久野町、伊根町あたりは5人槽では10万円と言わ



れたようにここに控えさせていただいたのですが、5人槽では、今度の252,000円は金額的に多いのではないかということを思いますが、その点についてこの近隣の市町村との兼ね合いについてはどうかということをもう一度お尋ねしておきたいと思います。

事務局：これを検討した段階で、与謝野町に合併するという形になれば、まず下水道の区域があります。その区域で工事費が幾らだと、分担金は幾らだということを加味しながらこのような調整をさせていただきました。平成5、6年だったか10年だったか記憶にないのですが、10年あたりに国のほうから見直しということで経済比較をせよということで加悦町も香河地区とか加悦奥地区がありますが、その地域は農業集落排水事業の区域であったということです。そのような水洗化マップの見直しをせよということで経済比較をすると、やはり、集落排水事業より合併浄化槽をしたほうがより安価になるということでしていますので、まず、下水道区域はどのくらい、平均かかるか、それから集落排水はその区域はどのくらいかかるかということの判断でやっておりますので、公平性を保つなら先ほどから言っておりますように工事費がかかります。それに下水道区域なら分担金を徴収すると、それで終わるという形になります。そこを合併浄化槽区域の工事費がどのくらいかかるかということで試算すると、国も試算しておりますし、それ以上に下水道を引いた場合はそれ以上かかるということで合併浄化槽にしなさいということになっていますので。

例えば、香河地区であれば、香河地区の方は本来なら合併浄化槽ではなく下水道を引いてほしい。そして分担金を払えばそれで済むということではありますが、やはり、工事費がかさみますので町の負担もかかりますし、その辺を計算すると今申し上げたように、今加悦町がやっているそのくらいの上乗せ分はしてあげないと公平性が保てないということがあります。ここの委員さんにも該当される委員さんが3名ございますし、その辺の額は見てあげないと公平性にかけるということがありますので。

太田貴美会長：ほかにございますでしょうか。

糸井弘志委員：お尋ねをします。計画個数が加悦町が260個、野田川町が45個、岩滝町はゼロということでございます。加悦町の場合、家屋が点在してあるということは私もよく存じておりますが、現在では計画個数が260個ということですが、今後これが増加するものか、それとも減少するものか、この関係について説明がいただきたいと思います。特に、現在加悦町の場合は、都市計画区域に指定をされていないという中で、極端に言うところでも家が建てられるということでこのようなことが起きているのではないかと私は思います。その点についても説明をいただきたいと思います。

5人槽で252,000円ということは、3町の町長で確認をしたものですが、特に基準単価が375,000円、これが国、京都府、町で3分の1、それに5人槽であれば252,000円の上乗せということで、これもいろいろと上限はあると思いますが、府下では高いほうであると思います。特に加悦町は財政的に比較的恵まれているというようなことでいろいろ設備もございますし、給付水準も高いということが現状ですが、新町に合併し

た場合、税収の問題が厳しい状況の中で税収も減少するのではないかと。交付税についても相当減額をされるという状況の中で、今後この上乗せが維持できるのかということ。それから、岩滝町の場合、流域が平成 22 年まで、野田川町が平成 30 年まで、加悦町は平成 37 年まで工事が継続されます。それ以降、30 年間、この起債等については償還をしていかなければならないという状況でございます。また上水道の関係も各町ともございますし、これらについて余り無理のないようなことを考えていただきたいということを要望しておきます。

太田貴美会長：はい、事務局。

事務局：岩滝町長の御質問で、合併浄化槽区域の人口の増減が今後どうかということを開かれたわけです。合併浄化槽の区域については、御存じのように加悦町については奥まった地域ということで不便なところでもあります。今後増加するかと聞かれたのですが、今のところでも減少しつつありますので、今計画は 260 計画がありまして既に終わっているのは 30 くらいです。今後の増減については、私はやはり、高齢者の方もたくさんいらっしゃいますし、だいぶ減るのではないかとことは思っております。以上です。

太田貴美会長：はい、よろしいですか。

糸井弘志委員：もう少し説明してください。助役さんでも町長さんでも。

太田貴美会長：はい、小西委員。

小西英雄委員：今、糸井町長さんのほうから御意見をいただきました。これは全地域を水洗化するということが公平な行政というか、当然のことだと思っております、御案内のとおり課長も申し上げておりましたが、公共下水道 1 本でいけると一番いいのですが、やはり、経済効果、投資効果というものを十分検討しなければならないということで、国のほうの一定の指導もありまして農村下水でやるのがいいか、また場合によっては合併浄化槽であるのがいいのか、経済比較の検討をやった中で公共下水で実施する区域と農村下水で実施する区域、それから一番周辺が合併浄化槽と、点在する地域がそうなるのですが、そのような区域割りをしたわけです。

これは例えて申し上げますと、5 人槽でいうと、627,000 円の限度額ですが、補助金を出します。そのような中で町が実質的に一般財源で措置しなければならないというのは、町の上乗せ分の 252,000 円と補助基準額の 375,000 円のうちには国が 3 分の 1、府が 3 分の 1、町が 3 分の 1 となっておりますので、合わせると 377,000 円になると思いますが、その金額が合併浄化槽 1 個あたりの設置に対する一般財源の投入額になります。合わせて、それを公共下水で仮にやったとすると、ざっとの計算ですが、交付税措置の起債などが 50%あるということにしても、大体今、かなり農村下水もやっておりますので分かりますが、大体 1 個あたりの投資額が 55 万円ほどかかります。そういうことからいっても、かなり合併浄化槽が経済効果が高いということが言えます。

合わせてもう 1 点は、公共下水でも農業下水でもそうですが、維持管理費は町の直営にやっっていかなければならないということがありますが、合併浄化槽は個人の責任にお

いて維持管理をやっていただくということで、維持管理費は個人負担になってまいります。そのようなことを合わせて総合的に考えると、随分合併浄化槽がいいということで、農村下水でやるよりも合併浄化槽で全部やったほうがいいんじゃないかということをお願いしていますが、ただ残念なことに合併浄化槽の補助額というか割当が非常に単価が低い中でも、基数的にも7基もらったときが最高だったと思っておりますが、大体例年5基くらいしか、要望してももらえないという状況で、長い年数をかけてこれから、現在まだ230個ほど残っていますので、合併浄化槽でやっていかなければならないということですが、公共下水でやるよりも投資の面からいうとずっと割安で済むということがありますので御理解が是非いただきたいと思っております。

加悦町はこれまでも、糸井町長は反対のことをおっしゃいましたが、一番しんどい状況ではあります、下水の関係の普及率も岩滝町では100%近いわけですが、うちの場合は50%と半分ですが、それは起債も借金もしていないということですので総合的に考えていただいて、全面的に御理解をいただきたいと思っております。

糸井弘志委員：分かりました。

太田貴美会長：そのほかございますでしょうか。

なしということで、協議第84号 各種事務事業の取扱いに関する事、下水道等事業（その2）について、原案のとおり御承認いただけますでしょうか。

<「異議なし」の声>

太田貴美会長：異議なしということで御承認いただきました。

それでは、協議第85号 与謝野町町章の選定（その2）について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局長：御説明申し上げます。協議第85号 与謝野町町章の選定（その2）について、与謝野町町章の選定（その2）について。別紙のとおり協議します。平成17年9月21日、合併協議会会長。

協議をしますと掲げておりますが、決して事務局で決めたものではございません。本日、各委員さん方に御選定をいただこうと準備をしているものでございます。この関係については、与謝野町の町章候補選定委員会というものを設置いたしまして、何回となく御検討を賜ってまいりました。この8ページに概要を掲げておりますが、この選定委員会の委員長は京都工芸繊維大学の西村先生、それから副委員長は岩滝町の廣野委員にお世話になったものでございます。

そこでこの選定結果について副委員長の廣野委員さんのほうから御報告をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

廣野安樹委員：本来ですと、町章候補選考委員会の委員長であります西村委員長が説明をするところではあります、委員長が本日どうしても他の所用のため出席することができません。かわりまして私、副委員長であります廣野が町章の候補選考委員会の報告を申し上げます。

資料 8 ページをご覧ください。与謝野町町章候補選定委員会の選考結果についてということですが、応募結果ですが、6月30日に締切をしましたが、北は北海道から南は沖縄県までこの3町を含めまさに全国各地からの応募結果は応募総数 557 点。応募者 352 人と多くの方から応募いただきました。これに基づき委員は、前回報告させていただきましたが、京都工芸繊維大学の西村先生、ポリテクカレッジ京都の加畑先生を学識経験者として、両専門家に加え合併協議会から加悦町の小牧委員さん、貫名委員さん、岩滝町の白須委員さん、野田川町の伊達委員さんと新田委員さんと私、廣野の参加で8月21日に第1回の候補選定委員会を開催いたしました。

第1回委員会ではまず正副委員長の互選を行い、委員長には学識経験者から西村委員、副委員長には合併協議会から私、廣野が選任をされ委員会運営に当たることとなりました。その後、選考方法について全応募作品の中から西村委員、加畑委員、各 20 点程度、他の6委員は各 10 点程度を選考の目安として全作品をテーブル上に並べて各委員が協議を重ねながら作品を選考。結果、一次選考では 98 点を選考。それを取りまとめたものを次の委員会でさらに絞ることを確認いたしまして8月21日の委員会を終わりました。

第2回選考委員会、8月31日にこの元気館において開催いたしました。ここでは第一次選考作業により選考された 98 作品の中からそれぞれの制作者の図案趣旨を提示し、参考にして委員が投票。委員の過半数を超える作品から6作品になるまで投票を行うことを委員会で確認し、投票を行い、数度投票を重ねた結果、合併協議会に提案すべき最終候補作品の6作品を選定いたしました。そのほか今後の作業として都道府県章、他の市町村章、商標登録がしてある企業商標に類似する作品チェックを専門家に調査依頼をいたしました。本日別紙資料として結果が提出されております。絞り込まれた作品については、専門的な見地から補作、修正等、選定委員会委員長である京都工芸繊維大学の西村助教授に必要なに応じて依頼することを委員会で確認しております。

以上、町章候補選定委員会の報告とさせていただきます。

太田貴美会長：ありがとうございます。それでは事務局のほうからお願いいたします。

事務局長：町章候補選定委員会の皆さんには、本日の協議会に提案すべき最終候補作品の6点を選定していただきました。今回、資料として各候補作品の応募者の図案趣旨をまとめた資料1枚と選定委員会の選定コメントの資料1枚を添付させていただいております。委員会におかれましては、厳正に選定を行っていただきましたことを補足させていただきます。まことにありがとうございました。

また、この6作品について、全国の自治体や関連分野の商標登録等について、類似作品の有無を専門家である民間の特許事務所に調査依頼を行いました。その結果は、本日配付の町章関連議案にも添付いたしておりますが、作品番号の1、2、3、4の4作品については調査項目いずれの点からも特に障害として想定されるほどの酷似したものは見あたりませんでした。作品番号5の作品について、やや近いものがありますが、下部の形状の違いにより印象が異なるため、商標の類似審査基準に照らすと最終的には区別

しうと思われる作品が1点でございます。それから、作品番号6の作品については、図形に近いものとして3商標が存在し、そのうちの一つは周知、著名なものとして取り扱われております。商標の類似審査基準に照らすと候補作品の図形は類似の範疇に属すると思われるとの調査結果であり、特許事務所からはこの図形を特許庁に特許申請をした場合、出願が認められないかもしれないとの御意見をいただいております。

事務局としては、問題を生じさせることの許されない大事な町章のことでありますので、この1案については、協議会で御判断をお願いしたいと考えております。以上が本日までの経過並びに6作品に対する御提案でございます。よろしく御検討のほどお願い申し上げます。

太田貴美会長：それでは選定委員会の選定経過等について、以上ですが、事務局説明のとおりに、作品番号6について御意見をお伺いしたいと思います。

いかがいたしましょうか。不適切というか、問題が生じるのではないかという、特許事務所から認められないのではないかという答えが返ってきておりますので、この6番について外すということによろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

太田貴美会長：それでは、1、2、3、4、5番について選考に入らせていただきたいと思っております。

次に選定方法について事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局長：各町から選考委員さんお世話になりまして、先ほど御報告いただきましたように、実はこの選定委員会の中では万一の場合も考慮願いまして、実は補欠作品も選んでいただいているわけです。ところが、補欠作品を候補といたします場合には、他の作品と同様に商標登録等のチェックをしなければならないという形になってまいります。時間的にも相当日数を必要といたしますし経費もかかるということです。そこで、お許しをいただいて募集要領では最優秀1点と優秀賞を5名程度ということにいたしておりますので、今回この第6番目の候補を外して五つの中から決めていただいて、一つが最優秀、残り四つが優秀という形で取扱いをさせていただきたいと考えますが、御協議させていただきます。いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

事務局長：ありがとうございます。それでは、補欠を繰り上げて候補に上げるという形は取らないという形で御了解をお願いしたいと思います。

それでは、9ページの町章の選定方法についてということで本日選定いただく方法案の説明をさせていただきたいと思っております。既に平成17年4月20日開催の第8回合併協議会において、協議第71号で与謝野町町章の選定について選定要領は既に御協議、確認をいただいているところですが、先ほど申し上げましたように、5作品と作品応募者の図案趣旨を取りまとめており、選考委員会のコメントも参考にさせていただいて、五つの作品の中から本日出席委員全員により1人1点、町章としてふさわしいと思われる作品

を無記名投票していただきまして、最多得票を得た作品1点を採用作品として決定したいと考えております。なお最高得票数については、過半数以上なくてもよいということで、再投票は行わないという位置づけをさせていただきたいと思っております。その結果、得票数の多い作品1点を決めていただく。それから、同数の場合は決選投票もあり得るということでひとつ御理解を賜っておきたいと思っております。

その結果、決定作品には最優秀賞、その他4作品については優秀賞として決定をさせていただきたい、お名前を後ほど発表させていただきたいと思っております。

それから、町章の利用については、そこに掲げたとおり新町の旗、庁舎の表示、封筒、広報誌等、このようなものに幅広く活用させていただきたく予定ですので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

太田貴美会長：それでは早速、投票というか、説明いたしました選考方法で選定していくことについて御質問等ございますか。

それでは、今提案させていただきました形で進めてよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

太田貴美会長：それでは事務局のほうから投票の説明をお願いいたします。

事務局長：それではただいまから職員が投票用紙を配付いたしますので、投票をお願いしたいと思います。1枚ずつ配付をお願いいたします。

数はありましたか。資料の最後につけておりますように与謝野町のまちづくりのキャッチフレーズであります、「水・緑・空 笑顔かがやく ふれあいのまち」にふさわしい町章を1点について、投票用紙の図案の左上の番号を丸で囲んでいただきます。投票用紙は後ほど職員が回収に回りますので、投票箱に入れていただきますようお願いいたします。なお2点以上書かれた票や未記入のものは無効とさせていただきますので、間違われた場合は正しい番号が分かるように記入をしていただきます。

御記入お願いできましたでしょうか。それでは、ただいまから職員が回収にまいりますので箱の中に投函をお願い申し上げます。

それでは、集計いたしますのでしばらくお待ちいただきたいと思います。

<集計>

太田貴美会長：集計がまとまりましたので、発表させていただきたいと思っております。作品番号1番、得票数8票。2番は5票。3番は2票。4番は5票。5番は1票。ということで、以上の結果、町章に決定した作品は1番でございます。この1番に決定いたしました。受賞者の発表をさせていただきたいと思っておりますが、最優秀の方、残りの4作品の方に優秀賞ということで発表をお願いいたします。

事務局長：事務局のほうから御報告をさせていただきます。町章として決定をいたしました最優秀賞作品番号1番は大阪府の深川重一様の作品です。年齢は56歳の方です。それから、四つの優秀賞を決めていただきました。2番の作品は山口県の古本康晴様の作品

でございます。40歳の男性です。それから、作品番号3番は加悦町の岡田康雄様の作品でございます。52歳の男性の方です。それから、作品番号4番は長野県の日野原 康様の作品、49歳男性の方でございます。それから、作品番号5番は大阪府の浄閑保夫様の作品、49歳の男性の方でございます。以上でございます。

太田貴美会長：受賞されました皆さん方については大変おめでとうございました。また、受賞はしていただけていませんでしたが、応募していただきました皆さま全員にも改めてお礼を申し上げたいと思います。また、作品の選考にあたっては委員さん方たびたび足を運んでいただきまして決定していただきました。大変御苦労様でございました。

それでは、この採用作品を原案として必要に応じ、補作、修正を行い与謝野町の町章として広くPRしていきたいというふうに存じます。委員の皆さま方におかれましてもどうかよろしく願いいたします。

それでは、協議第85号は以上のとおりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

本日御提案また協議事項についてはすべて終了いたしました。これにて閉会とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

依田米一委員：その他のほうでお願いします。

大変時間も遅くなってまことに恐縮ですが、私はプラント4について先だって要望書等を協議会の会長宛に提出させていただきました。9月16日1市4町の商工会議所商工会の連名によりまして要望書を出させていただいたわけですが、受理はしていただいたのですが、今日の会議で見せていただくと報告事項にも何も載っておりませんし、ましてや要望事項の写しも各委員さんに配付されておりません。事務局としては、私は何も太田会長さん1人に出したわけでもないし、協議会の委員さん全員に見ていただきたいと思って出したわけですが、写しが配付されていないということについて、事務局ではどのような対応をされているのか。私もこの会議の持ち方とか要望書の取扱いについて詳しいことは分かりませんが、このまま放置して私が何も質問をしなければ、そのまま握りつぶされてしまうような感じになるのですが、その点、事務局はどのような見解ですか。

太田貴美会長：事務局というより、私のほうからお答えをさせていただいたらと思いますが、この大規模小売店舗の進出における要望書をいただきました。その件について私のほうから御報告をしなかったというよりも、この協議が終わったあとでひとつこのことについてご報告させていただこうと思っていたんですけど、その前に依田委員さんの方からお話があったということです。

依田米一委員：会長が終了しますと言われたから言ったわけで……。太田会長は終了しますとおっしゃいました。

太田貴美会長：はい、協議会は閉じたいと思います。前回の協議会でも、もう一つ前の協

議会でも、この件についてはこの合併協議会という中身ではないので、その件についてはいろいろな動きがあった場合は御報告をさせていただきますということを申し上げておりましたので、合併協議会に提出はされて事務局は受理しておりますが、この合併協議会でこの件については協議をする必要はないということを前回は整理をさせていただきましたと思いますし、前々回から引き続きそのような形になっていたと思いますので、それを受けて今回はそのような形で対応をさせていただいたということです。

依田米一委員：一応、要望書は受理されたわけですので、受理された以上はやはり、この会に対してその内容を報告し、やはり、写しを配付してもらい、合併協議会にも義務があると思います。それを受理をしたと言いながら、何も対応がなされないというのは、要望者に対してまことに失礼なことでありまして、この協議会に対しても委員さんを大変軽視した行為であると思います。ということで、私はこれは強く抗議したいと思います。

太田貴美会長：はい。そういうことですが、私の判断が間違っていたのであれば、謝りをさせていただきますが、この合併協議会について要望をしていただいても、この件についてここで話す内容ではないということで前にもそのように申し上げましたので、それについてこのような要望書が出たということで、皆さんにその内容を配付させていただくことについてはやぶさかではございませんが、協議をするということについては一定の整理がついたと思いますし、この件については府のほうにもこのようなものが出たという報告はさせていただきたいと思います。

依田米一委員：それでは、その問題はちょっと横に置いておいて本題に入ります。先ほど、太田会長が言われたように情勢も少し変わっておりますし、先の合併協議会の席でも新道の建設については、8月30日に業者が府のほうに提案をするので今の段階では私では説明できませんとおっしゃっていたので、もう8月30日も過ぎましたので、その件について新しい事項として御報告を願いたいし、いろいろと情勢が変わっておりますのであえて質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

太田貴美会長：はい、私も書類を持ってきていないので正確に申し上げられるかどうかは分かりませんが、8月30日に業者と府と町と3者で集まりを持って、府のほうの音頭取りで持っていただきました。その中でプラントの思い、計画内容について披露があったと思います。その後、9月14日に改めて府のほうで音頭を取っていただいて、また3者で集まらせていただきました。その時の内容が府のほうからの指導で、今回10月1日から新指針に基づいた計画内容で出しなさいという指導がございました。それに基づいて、今度、10月4日だと思いますが、それまでに業者のほうも内容を精査してそれに対応すべく計画をきちんと根拠を示す中で府のほうに宿題でありました内容を持って集まるという段階になっております。

この件については、野田川町の中でいろいろと前にも申し上げましたが、議会あるいは農業委員会等々でも整理がついて、農業委員会もOKを出し、それについて町のほう



も公印を押したものを京都府に出ささせていただいております。そのほかの土地の開発、あるいは大店立地法等々の照らした中で法律に基づいてきちんとできているかどうかというのは、あとは京都府の許認可という形になってまいりますので、われわれとしても京都府のいろいろな御指導あるいはそれに従って対応をしていきたいと思っております。今のところ新指針に基づいた内容の提示というものがきちんとした形で京都府に提出されるのが今後になるというふうに思います。

依田米一委員：分かりました。それから、3点ほど太田町長さん質問をさせていただきます。

プラント問題については、いろいろと情勢が変化する中で今回特に発言を許していただきたいと思いますが、このプラント問題については今までも多くの委員さんから大変重要な問題なので協議をすべきであるとか、一たん白紙に戻して3町合併後に考えるべきではないかとか、新町のまちづくり計画の中で3町の委員さんによりしっかりと議論をしていただくべきであるとか、いろいろと提案がなされてきたところですが、太田町長は一企業の進出問題であるとして、当協議会での協議にはなじまないとして取り上げていただきませんでした。まことに残念なことであります。

しかし、この問題は全国的にも周辺地域の商業者の死活問題にとどまらず、加えて大きな社会問題となっております。私たち1市4町の商工会議所商工会においては、このような大きな社会問題を見過ごすわけにはいかないということで、9月16日当協議会会長宛に要望書を提出したところでございます。どうか、委員さん方にも十分御審議いただきまして、私たちの願意を酌み取っていただきたいと思っております。

私は要望いたしました者の1人として要望書の説明も兼ね、また太田会長の新しい情報もお聞かせいただきながら3点について質問をさせていただきたいと思っております。

第1点は京都府における大店立地法の弾力的運用が10月1日より施行され、自動車の分担率が75%から95%に引き上げることになったことです。自動車の分担率とは、自動車に乗ってその施設に行く割合と人口規模と用途別に決められている基準値であり、駐車場の必要台数や周辺の道路の交通影響等を計るための算式です。このように分担率が上がると10月1日以降は駐車場の拡大、交通渋滞率が高まり一層の交通の整備が必要だと思っておりますが、野田川町としてはどのような対策を考えられておられますか。また出店計画地の西側農地を買い取って、業者の新道の建設、また町道認定も含めて具体的な答弁がお願いしたいと思っております。この問題は先ほど発言しましたとおり、先の第12回協議会の中で太田会長は今では分からないので8月30日は業者からの提案があるのでそれ以降について説明したいと言っておられます。

それから、第2点目はプラント4が計画どおり立地すると、当然のことながら上下水道を利用されると思いますが、現在立地予定地周辺の公共下水道の幹線がどこまで来ているのか。すなわち立地のために要する上下水道の工事費がどのくらい積算されるのか、上下水道別々にお答えいただきたいと思っております。また、プラント4の1カ月に利用される上水道の水量をどのくらいに考えておられるのか。また野田川町では常々上水道の水

量が十分でないように聞いておりますが、プラント4の水の利用の増加に伴い新たな水源を設置する必要があるのかどうか、第2点としてお尋ねをしたいと思います。

第3点目は現行のまちづくり三法が制定されて7年経過いたしました。わが国においては現行での大型商業施設や法的施設の郊外での野放図な大規模な開発により中心市街地が寂れ、一方、道路、上下水道等のインフラ整備の増大、冬季における除雪作業費等々、地方財政の悪化につながり各地でも社会問題となっております。これら中心市街地商店街の衰退はまちづくりの失敗であると経産省も認めているところであり、近々郊外での農地、非線引き地域についても公的施設や大型商業施設の立地抑制のための法改正を行うと新聞紙上にも明記されております。今まさに野田川町で計画されておりますプラント4の進出は現行のまちづくり三法の大きな不備を抱えたままの進出であり、このまま放置、建設を許すならば、新しい与謝野町のまちづくりに大きな禍根を残すこととなります。太田町長のプラント4の進出を一時中断すべきだというふうに考えますがいかがでしょうか。

その3点について町長の御意見をお聞きしたいと思います。

太田貴美会長：はい。今、いろいろと縷々述べられました。先ほども申しあげましたように、新しい新法によりまして先ほど言われた分担率が75%から95%になる、あるいは農地をどうするのかというような計画を今度の新法にのっとった計画をプラントが府あるいはわれわれに対して示されるというふうに思っております。それを受けた中で、われわれが判断するのではなく、そのようなものにのっとった計画になっているかどうかということは府が判断をされるところまで来ているというふうに私は思っておりますし、その進出が是か非か、あるいはその内容についてどうかということについては、京都府の御指導や判断によってわれわれが対応すべきことだろうと思っております。

いろいろ水の問題等々ございましたが、今お聞きしている範囲の中では水の問題についても、あるいは下水の問題についても何ら問題はない。それから、ほかにゴミの問題等もございますが、これらについても一定の処理の仕方等々を示されております。一番問題になりました渋滞あるいは道路の安全、安心についてはどうかということについては、新しい道をつけるという計画をされているということで、あらかじめそれによってそのようなものが解消されるのではないかと思っておりますが、それらを精査し、指導していただくのは、やはり、府ですので、前回のときにも申しあげましたが、副振興局長が言われたようにこの合併協議会で幾ら協議していろいろと案を出されても、それが必ずなるとはなりませんよというのは、結局府のほうでそれを精査した上で許認可を与えるということになりますので、それに従いたいとは私は考えております。はい。

依田米一委員：今、3点について質問をいたしました。確かに町長がおっしゃるように自動車分担率についてはいろいろと業者のほうも新しいバイパスをつけるとか、いろいろと考えておられるようですし、野田川町自身としてもがんばって後押しされているように思うわけです。今、詳しいことを聞く必要はないのかもしれませんが、下水道工事

でもどこまで幹線が来ているのか、プラント4のためにどれだけの工事費がいるのかというようなことは、一度是非聞かせていただきたいと思っています。

太田貴美会長：プラントのために特別にということは一切ないです、それは。

依田米一委員：だけどプラントの敷地のところまでは持って行かなければならないわけですから。

太田貴美会長：幹線については、亀山の交差点でしたか、そこまでできていますので、いつでもつなげる状況だと思います。それから、水の状況についても新しい井戸も掘って、それによって水の確保、石川の場合には今まで湧水がございましたので、それらについての対応もすでにできております。はい。

依田米一委員：だから、結局最後はまちづくり三法の問題だと思います。まちづくり三法は、現行の法律ではどうしても中心市街地が寂れてしまって、そして郊外に対するそのような施設ができることによって地方自治体の財政負担が増大して大変困っていると。特に青森のほうでは除雪作業だけでも相当の財政負担がかかってくるという話の中で、これはまちづくりとしては失敗であったと経済産業省も認めておられて、来年は改正するという事に決まっているわけでございます。そうすると、先ほども言いましたように、現行のまちづくり三法の不備な点ばかりを抱えて急速にプラント4の出店を促進されると、そのツケがすべて新与謝野町のまちづくりに影響してくると私は考えております。したがって、何も急に急がれなくても、新しくまちづくり三法ができてから出店を考えられたら私はいいのではないかと考えております。

太田貴美会長：お言葉を返すようですが、野田川町が出店を考えているわけではないんです、これは。業者の方が考えておられることで、やはり、これは法律に照らしてどうなのかということは今、府のほうはやっとテーブルに乗っていただけた中で精査していただいている、まだこれから指導に入ろうというところでございますので、そのことについて私がすべきだ、ペケだということではない。町は町として、やはり、ルールにのっとってきちんと手順を踏んでやってきました。先ほど申し上げたのは、そういう手順だというふうに思います。そのことについてこれ以上ここで、この場所で協議をいたしましても答えが、私自身が出せない問題ですので、これは京都府に許認可を申請されるプラントとの話の中で町として考えるべきことは申し上げさせていただくということで御理解を賜りたいと思います。

依田米一委員：確かに法的には太田町長さんは関係ない、業者が手続きをすればそれを粛々と府のほうに出されて、それでOKであれば出店はできるという意味ではありますが、何といたっても野田川町に出店する場合は太田町長のリーダーシップが当然問題になるのであって、太田町長が断固として反対されたらこんなものができるわけがないんです。

太田貴美会長：ですから、そういう段階は過ぎたということです。賛否を問うて議会でも賛成ということが多数で町議会としては認めたわけですし、それを受けて農業委員会を開いていただいたり、あるいは商工会の方たちの意見を聞いたり、また農業委員会では

きちんとこの進出についてはOKを出されているわけです。その附帯事項として道路のことについては、やはり、交通の面については非常に危惧はするので、その件を配慮されるようにという附帯事項もついた中で、農業委員会もとり、それに対して私も野田川町の町長としての印を押して、京都府にお出ししているということですから、はっきりと言え、もうそういう段階は経て進出をするということについては野田川町は賛成という立場にもなっているということです。

依田米一委員：それでは、最後に1点だけお尋ねします。町長は、ただいま私が説明しましたまちづくり三法が今の現行の法律では不備な点が大変多いので、これを近々経産省のほうで都市計画法を始めとして三法を改正していく。合わせて農振法とか農地法も改正していくというようなことは十分御存じのはずですね。その御存じの中で、なおプラント4については、今の段階は進めていくより仕方がないと解釈されるわけですか。

太田貴美会長：そうですね。

依田米一委員：どのようなあとで後悔がすることがあってもこれは仕方がない。

太田貴美会長：それはやはり、法律に基づいてですから、それが不都合だということであれば、府が許認可されないわけですから。

依田米一委員：だから目の前に改正が迫ってきているわけですね。

太田貴美会長：それを判断されるのは府のほうだということで申し上げております。

依田米一委員：ああそうですか。以上です。すみません、長時間にわたって。

太田貴美会長：その他ございますか。

ないようでしたら、大変長時間になりましたが、議事の進め方等々にも問題があつて皆さん方にも御迷惑をおかけいたしました。本日はこれにて終わらせていただきたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

終了

(午後6時29分終了)

以上は、会議の経過を事務局が記載したものであるが、相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

---

署名委員

---

署名委員

---